

第6次垂水市総合計画兼 第3期垂水市まち・ひと・しごと 創生総合戦略

素案

«目次»

第1部 第6次垂水市総合計画兼第3期総合戦略の策定にあたって	
第1章 計画策定の趣旨と位置づけ、基本的な考え方	1
第2章 計画の構成及び期間.....	3
第3章 垂水市の現状	5
第4章 第5次垂水市総合計画に基づく施策の評価.....	7
第2部 基本構想	
第1章 将来像.....	18
第2章 まちづくりの視点と進め方	24
第3章 まちづくりの目標.....	26
第3部 前期基本計画.....	38
 基本目標1 多様な働き方を推進する	
1 地域の特性に応じた産業の振興	41
2 安心して働ける環境の充実	
(1) 地域産業の担い手の確保・育成	47
(2) 新たな雇用の創出.....	51
 基本目標2 人の流れをつくる	
1 垂水市への移住定住の推進	
(1) 移住定住の推進	53
(2) 若者の就学・就業による垂水市への定着の推進	56
2 魅力的な観光資源を生かした多様な交流の推進	59
 基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	
1 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備	
(1) 結婚・出産・子育ての支援.....	63
(2) 子育てと仕事の両立.....	67
2 教育環境の充実	70
 基本目標4 魅力的な地域をつくる	
1 広域連携の推進	75
2 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保	
(1) 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実.....	77
(2) 地域資源を生かした個性あふれる地域の形成	82
(3) 安心して暮らすことができるまちづくり	85

カタカナの言葉等一般的でなく、短い文字数で表現できる語句の説明については、文中（）で表現。語句の説明に留まらないもの、あるいは専門性が高く、説明に一定の文字数を要するものについては、欄外に枠を設けて説明することと整理。

第1部 第6次垂水市総合計画兼第3期総合戦略の策定にあたって

第1章 計画策定の趣旨と位置づけ、基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

◎これまでの経緯

本市では、平成30年（2018年）に策定された第5次垂水市総合計画^{補足1}に基づき、まちの将来像である「九つの彩り豊かに 健やかな人を育むまち 垂水」の実現を目指し、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

一方、国においては、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくという「地方創生」を成し遂げるため、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）を公布しました。また、この法に基づき、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及びこれを実現するための「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、これを受け、地方公共団体においても、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定が進められることとなりました。

本市においても、平成27年（2015年）に「垂水市人口ビジョン」^{補足2}及び「垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、令和2年には第2期垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略^{補足3}として改訂を行い、人口減少対策に取り組んできました。

◎総合計画と総合戦略の一体化

人口減少・少子高齢化は予想を上回る速さで進行し、また、新型コロナウイルス感染症の拡大や、ウクライナにおける紛争、物価高騰等、社会を取り巻く情勢は大きく変化しています。このような情勢に対応するため、次期計画については、垂水市総合計画と垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略の2つのまちづくりの指針を統合し、より実行性の高いものとするべく、第6次垂水市総合計画兼第3期垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「第6次総合計画兼第3期総合戦略」という。）を策定することとしました。

また、国は、デジタルの力で、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を実現するために、令和4年（2022）年に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を掲げ、デジタルの力による地方創生の加速化・深化を図っていくこととしていることから、本市においても、デジタルの力を活用した地方創生を図ることとします。

◎計画策定の趣旨

これらのこと踏まえ、本市では、市民の皆さんと行政が一体となって、美しい自然や歴史・文化、暮らしや産業、市民ネットワーク（※つながりのこと）等の“垂水らしさ”を活かした魅力あるまちづくりに取り組み、地方創生を図ることで、「豊かな食と自然を未来へつなぎみんなでつくる 笑顔あふれるまち 垂水市」^{補足4}という目標を実現していくため、今後10年のまちづくりの指針を示すこととします。

補足1第5次垂水市総合計画、**補足2**垂水市人口ビジョン

補足3第2期垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略
それぞれ垂水市公式WEBサイトで公表しています。

補足4詳しくは23ページ参照



(2) 計画の位置づけ

平成 23 年（2011 年）に地方自治法が改正されたことにより、地方自治法第 2 条第 4 項が削除され**補足 1**、総合計画の基本部分である「基本構想」を策定する義務がなくなり、地方自治法上の議決案件ではなくなりました。

しかしながら、本市では、変化の激しい昨今において、長期的な展望に立ち、本市の目指す将来像を市民と行政が共有し、協働してまちづくりを進めるとともに、総合的かつ計画的な市政運営を行うための基本的な指針として、本市の最上位の計画として位置する総合計画を策定することとしました。

このため、地方自治法第 96 条第 2 項**補足 2**及び垂水市議会基本条例第 10 条第 2 項**補足 3**の規定に基づき、平成 28 年（2016 年）12 月 22 日付けで「垂水市議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例」**補足 4**の議会の議決を経て、総合計画の「基本構想」は、市民の代表である市議会の議決事項としています。

第 6 次総合計画兼第 3 期総合戦略は、本市のまちづくりを進めていくうえで最上位に位置づけられる計画であり、将来のまちづくりの目標を掲げるとともに、これを実現するための政策を具体的に示したものです。

(3) 計画策定の基本的な考え方

第 6 次総合計画兼第 3 期総合戦略の策定においては、以下の 3 つの考え方によつて策定しました。

- 1 本市が目指すべき将来像を市民の皆さんと行政が共有できるよう、市民参画の策定体制づくりに努めるとともに、市民の皆さんとの目線で分かりやすい計画とします。
- 2 第 5 次総合計画及び第 2 期総合戦略の政策や施策の評価を踏まえた計画とします。
- 3 デジタルに代表される新しい技術を積極的に取り入れ、市内どこでも誰もが便利で快適に暮らすことができるることを目指すとともに、誰一人取り残さないまちづくりを目指す計画とします。

補足 1地方自治法第 2 条第 4 項の削除

「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」という条項が削除されました。

補足 2地方自治法（昭和 22 年（1947 年）法律第 67 号）第 96 条第 2 項

前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあっては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとすることが適當でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

補足 3垂水市議会基本条例（平成 25 年（2013 年）条例第 18 号）第 10 条

第 1 項：議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 96 条第 2 項の規定により、積極的に議決事項の追加を検討するものとする。

第 2 項：前項の規定に基づく議会の議決すべき事項については、別に条例**補足 4**で定める

補足 4垂水市議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項及び垂水市議会基本条例（平成 25 年条例第 18 号）第 10 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事項は、次のとおりとする。

（1）市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定、変更（軽微な変更を除く。）又は廃止すること。

第2章 計画の構成及び期間

第5次総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成されていましたが、そのうち、基本構想の計画期間は、平成30年度を初年度とし、平成39年度までの10年間とされていました。また、基本構想の下位に位置付けられる基本計画の計画期間は、平成30年度を初年度とし、前期の期間を5年間、後期の期間を5年間とし、5年ごとに見直しを行うものとされていました。

一方、第2期総合戦略の計画期間は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間とされていました。

このように本市においては、第5次総合計画と第2期総合戦略という、全庁的な施策を掲げる2つのまちづくりの指針が併存している状態であり、両者の計画期間にズレが生じていました。

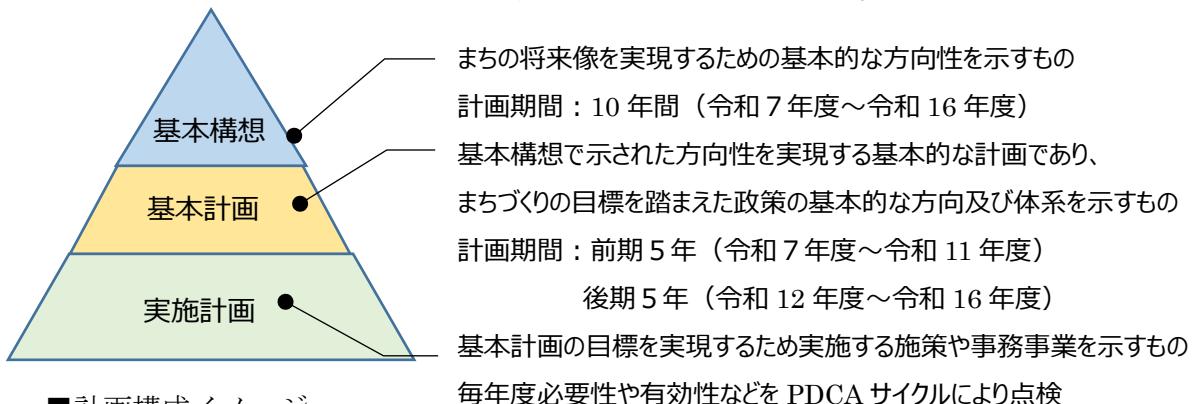
令和5年度は、第5次総合計画の基本計画の見直し時期でありましたが、コロナ禍やウクライナの武力侵攻等による物価高騰等、社会情勢が混迷を極め、今後の動向の見極めが困難であったことに加え、前述のようにまちづくりの指針が2つあり、両者の計画期間にズレが生じていたことから、第5次総合計画の後期基本計画策定を見合わせ、今後は総合計画と総合戦略を一体的に推進するとの方向性を定め、令和7年度を始期とする、第3期総合戦略の期間に合わせて、第5次総合計画の基本構想を3年前倒しし、前期基本計画を2年延長することで計画期間の変更を行いました。

■計画期間変更イメージ図



第5次総合計画では、計画期間の設定や進捗管理等が適正に行われたことから、第6次総合計画兼第3期総合戦略においては、第5次総合計画の3層構造を踏襲することとします。

それぞれの計画で示す項目、計画期間は以下のとおりです。



■ 基本構想

本市を取り巻く社会動向や地域の概要・課題などを踏まえ、今後の目指すべき将来像やその実現に向けたまちづくりの視点、目標、進め方を示します。

計画期間は、令和7年度を初年度とし、令和16年度までの10年間とします。

■ 基本計画

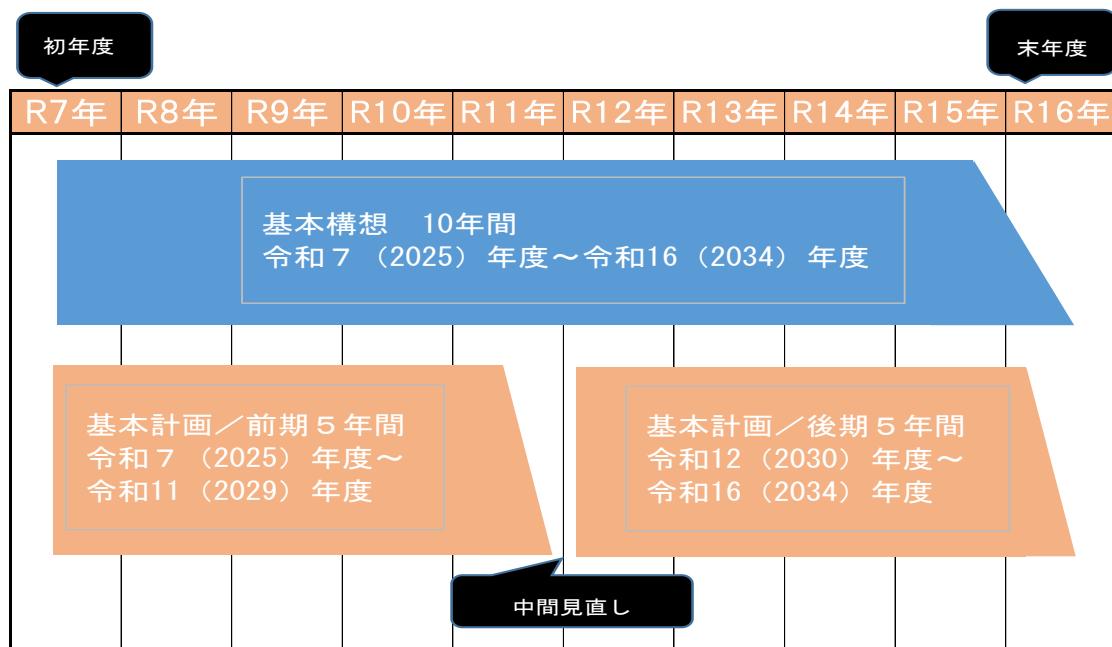
基本構想に示すまちづくりの目標を具現化するために必要な政策を体系的に定めます。基本計画では、成果を数値で表す指標を設定するとともに目標値を定め、その目標値を達成するためには必要な政策を明らかにします。

計画期間は、令和7年度を初年度とし、前期の期間を5年間、後期の期間を5年間とし、5年ごとに見直しを行うものとします。

■ 実施計画

基本計画で定められた政策に基づき、実施する施策や事務事業を策定します。効率的かつ効果的な行財政運営を図るために、毎年度必要性や有効性などをPDCAサイクル^{補足1}により点検していきます。

■ 計画期間のイメージ図



^{補足1}PDCAサイクル Plan-Do-Check-Actionの略称。Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点を持って事業に取り組むことで、継続的な改善を推進しながら取り組む目標達成のための手法のこと。Plan-Doとして効果的な実施計画の策定・実施、Checkとして実施計画の成果の客観的な検証、Actionとして検証結果を踏まえた施策の見直しや実施計画の見直しを行うこと。

第3章 垂水市の現況

(1) 垂水市とは

明治22年（1889年）市町村制に基づき、垂水村・牛根村・新城村が発足しました。大正13年町制施行により垂水村が垂水町となり、昭和30年（1955年）昭和の大合併により、垂水町が新城村・牛根村を編入しました。

その後、昭和33年（1958年）市制施行により現在の垂水市となっています。

本市の名称の謂れとして、次の話が伝わっています。現在の元垂水にあった垂水城の崖下に、岩の間から清水が滴々と垂れて溜水となっている場所があり、この辺一帯の唯一の飲料水として用いられていたことから、垂水と呼ばれるようになったという話です。

[県内位置図]



[市章]



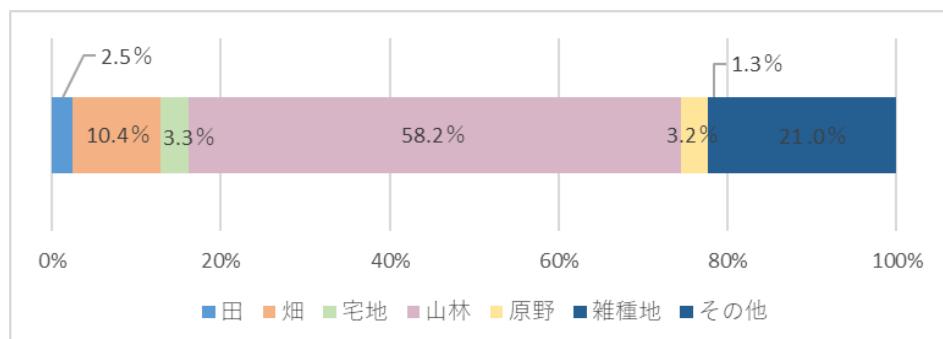
垂水市の「タル」を組み合わせて、住民の団結と調和の中に飛躍性を印象づけたもの。

(2) 地勢

本市は、大隅半島の北西部、鹿児島湾に面するほぼ中央に位置し、県都鹿児島市と大隅半島を結ぶ海上陸上交通の要所です。北に霧島市、西に桜島、東は高隈連山を境として鹿屋市に接しています。

面積は、約162.12平方キロメートルで37キロメートルに及ぶ海岸線を有しています。地目別面積では、市の面積の61.3%を森林が占め、宅地割合はわずか3.3%となっています。

[地目別面積]



区分	総数	田	畠	宅地	山林	原野	雑種地	その他
面積 (ha)	16,212.0	413.2	1,683.2	538.3	9,436.1	525.5	205.8	3,409.9
構成比 (%)	100.0	2.5	10.4	3.3	58.2	3.2	1.3	21.0

(3) 観光地

本市では、鹿児島県の2つのシンボルである“桜島”と“錦江湾”を望むことができる「道の駅たるみず」をはじめ、春には自生する“サタツツジ”が山を赤やピンクに染め上げる「高崎つつじヶ丘公園」、清冽な水が流れ落ち、花崗岩の奇石・巨石が連なる「猿ヶ城渓谷」、近くには家族で楽しめる体験交流施設「森の駅たるみず」、約1,200本のイチョウの黄葉によって黄金のじゅうたんが敷き詰められる「垂水千本イチョウ園」、錦江湾と桜島、開聞岳が望める「道の駅たるみずはまびら」等、自然あふれる観光地を楽しむことができます。

[主な観光地]



(4) 気候

垂水市の気候は、平均気温が19.7度（平成30年～令和5年平均）、年間200日以上が晴れの天気になるなど、温暖で暮らしやすい気候となっています。

桜島降灰量は令和2年を最後に、1平方メートルあたり1,000gを下回っています。

[気象現況]

年 次	気温 (°C)			降雨量 (mm)	平均湿度 (%)		風速(m/s)		天候日数		
	平均	最高	最低		平均	最大	平均	最大	晴	曇	雨
平成30年	20.0	34.0	3.0	2,443.0	60.7	2.9	13.0	21.0	216	67	82
令和元年	20.1	33.0	7.0	2,102.0	61.5	2.5	11.0	20.4	204	83	77
令和2年	19.8	34.0	1.0	2,862.0	61.4	3.2	14.0	21.9	219	112	35
令和3年	19.6	32.0	1.0	2,363.0	62.0	3.0	13.0	21.1	211	112	42
令和4年	19.5	33.0	1.0	2,155.0	60.8	3.1	17.0	20.2	202	128	35
令和5年	19.4	33.0	3.0	2,462.0	64.8	3.0	13.0	20.6	206	123	36

[観測地点別降灰量の推移]

年	垂 水 市					単位 : g/m ²
	二川	牛根麓	海瀬	市役所	柊原	
平成28年	794	877	972	268	293	
平成29年	995	1,830	906	380	262	
平成30年	1,216	1,755	2,759	1,242	680	
令和元年	583	1,535	2,404	1,316	951	
令和2年	998	1,949	4,633	1,488	1,113	
令和3年	132	416	955	576	501	
令和4年	114	235	469	153	95	
令和5年	424	514	1,459	358	324	

第4章 第5次垂水市総合計画に基づく政策の評価・分析

(1) 市民満足度調査に基づく施策の評価

第5次垂水市総合計画に掲げた基本目標および重点目標を実現するために位置付けた4つの政策目標と3つの重点プロジェクトについて、令和元年度及び令和5年度に市民を対象にアンケート調査を実施しました。

1) 市民満足度調査**補足1**の分析方法

それぞれの政策について「重要度」及び「満足度」を調査し、市民のニーズ（※必要性）がどこにあるのかを見極め、今後の市政展開の参考とすることを目的に実施しました。

調査では重要度と満足度を5段階評価により点数化し、全回答者の平均点を求めています。数値が大きければ、重要度、満足度は高く、小さければ重要度、満足度は低くなります。

2) 調査結果

■ 重要度について

「災害後の復旧・復興対策の迅速な対応」「地域防災力の向上」などの重要度が高くなっています。

■ 満足度について

平成29年度から始まった「たるみず元気プロジェクト」が継続して効果が実感できていることから、「健康づくりの推進と医療体制の充実」について満足度が高くなっています。

一方、「市内産業の振興と企業誘致の推進」「就労の促進と多様な働き方の支援」について満足度が低くなっています。

■ ニーズ値（重要度－満足度）について

重要度と満足度の差を数値化したものであり、差が大きいほど、重要度と満足度とのかい離があり、早急な改善や対策等を図る必要性を示しています。

令和5年の調査において、最もニーズ値が高いのは「市内産業の振興と企業誘致の推進」、次いで「就労の促進と多様な働き方の支援」、「交通の利便性の向上」等の順となっています。

重要度及び満足度の評価点数一覧

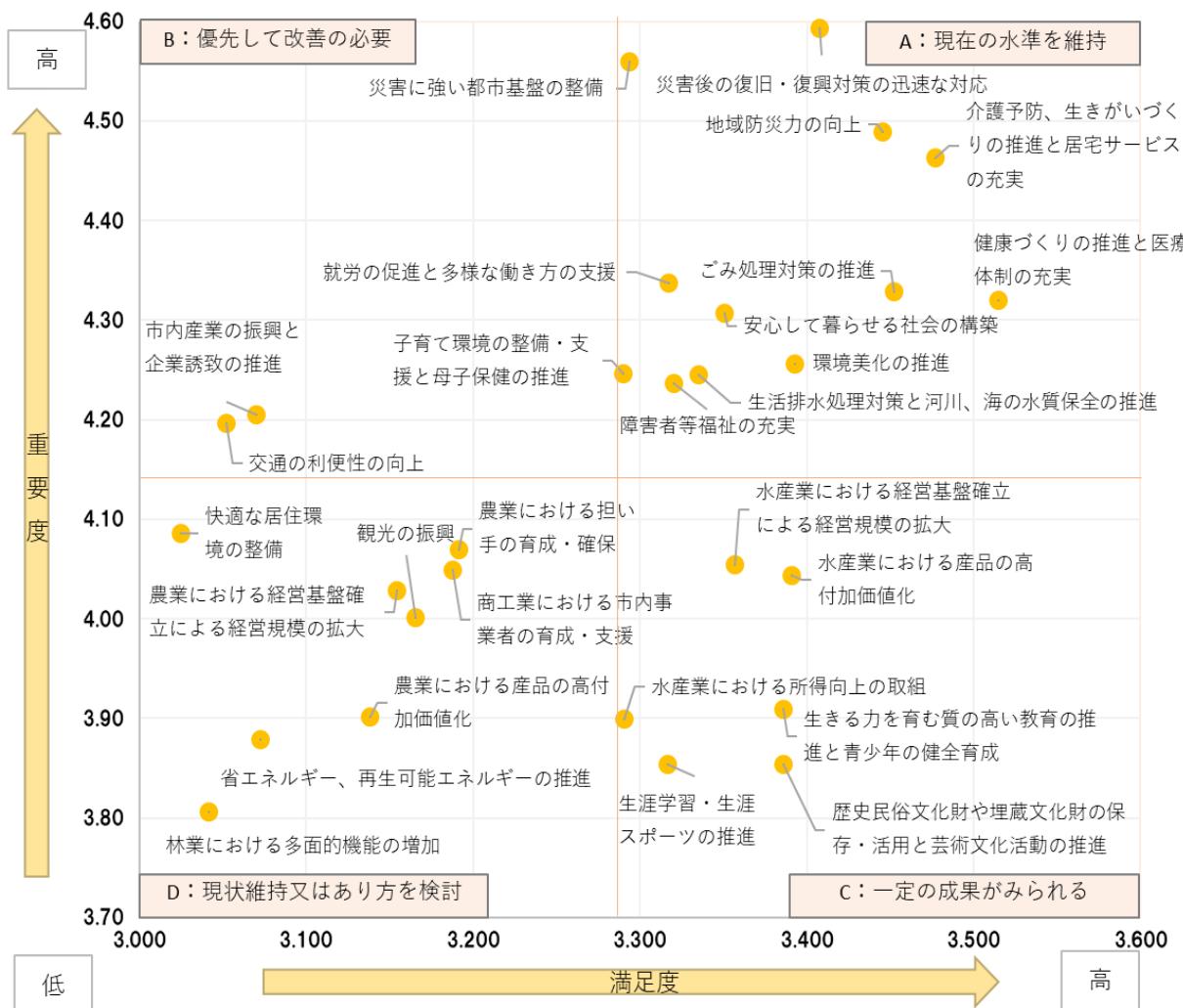
重要度	点数
重要である	5
どちらかといえば重要	4
どちらともいえない	3
どちらかといえば重要でない	2
重要ではない	1

満足度	点数
満足	5
どちらかといえば満足	4
どちらともいえない	3
どちらかといえば満足でない	2
満足ではない	1

補足1 市民満足度調査

無作為に抽出した市民1,000名を対象に、「重要度」及び「満足度」を調査したもの。現在の市民ニーズがどこにあるのかを見極めることで、今後の市政展開の参考にし、市民主役の行政を実践するための資料とする目的とする。

[施策の評価（重要度×満足度）]
(調査実施年度：令和元年度・令和5年度)



[ニーズ値（重要度－満足度）]

順位	R5年ニーズ値	政策	順位	R5年ニーズ値	政策
1位	1.663	市内産業の振興と企業誘致の推進	15位	1.086	観光の振興
2位	1.639	就労の促進と多様な働き方の支援	16位	1.082	ごみ処理対策の推進
3位	1.481	交通の利便性の向上	17位	1.061	生活排水処理対策と河川、海の水質保全の推進
4位	1.439	災害に強い都市基盤の整備	18位	1.057	環境美化の推進
5位	1.317	快適な居住環境の整備	19位	1.052	農業における产品的高付加価値化
6位	1.269	災害後の復旧・復興対策の迅速な対応	20位	1.049	省エネルギー、再生可能エネルギーの推進
7位	1.202	地域防災力の向上	21位	1.025	商工業における市内事業者の育成・支援
8位	1.193	農業における経営基盤確立による経営規模の拡大	22位	0.981	林業における多面的機能の増加
9位	1.191	介護予防、生きがいづくりの推進と居宅サービスの充実	23位	0.959	水産業における経営基盤確立による経営規模の拡大
10位	1.166	障害者等福祉の充実	24位	0.958	健康づくりの推進と医療体制の充実
11位	1.156	農業における担い手の育成・確保	25位	0.901	水産業における产品的高付加価値化
12位	1.150	安心して暮らせる社会の構築	26位	0.837	水産業における所得向上の取組
13位	1.141	子育て環境の整備・支援と母子保健の推進	27位	0.749	生涯学習・生涯スポーツの推進
14位	1.098	生きる力を育む質の高い教育の推進と青少年の健全育成	28位	0.563	歴史民俗文化財や埋蔵文化財の保存・活用と芸術文化活動の推進

(2) 市役所庁内における事業検証（内部評価）

基本計画で定めた政策目標に対して、市役所各課が目標達成のために取り組む事業を実施計画で定めています。

実施計画事業数は、総合計画の開始年度である平成30年度において、全206事業を設定し、その後、毎年度、事業の評価及び見直しを行い、令和5年度は計217事業となっています。

今回、行政内部全ての部署において、これまでの実施計画のローリング作業等を踏まえ、6年間の各政策の検証作業を行いました。この検証作業の結果を基に、総合計画基本計画に掲げる4つの基本目標の検証を行いました。

(3) 総合検証（総合計画基本構想に掲げる4つの基本目標の検証結果）

■基本目標1／産業振興～地域資源を活かした賑わいのあるまち～

基本目標に掲げる「地域資源を活かした賑わいのあるまち」を実現するため、本市の豊かな地域資源を活かした、「農林水産業の推進」や「商工業、観光の推進」、「雇用環境の充実」の分野に取り組んできました。

これまでの取組として、「農林水産業の推進」における農業分野については、各種補助事業や営農指導を行うことで、新規就農者の増加を図り、また、農地の集約・集積を行うことで農業従事者の経営規模を拡大する等の取組を実施してきました。結果として、新規就農者は増加傾向にありますが、近年の物価高騰や天候不良による作付不良により経営状況は依然として厳しい側面もあることから、今後も様々な支援を総合的に展開し、経営の安定化に努めます。

また、水産業分野については、地元の水産業者と連携し、水産物の販路拡大や、產品の高附加值化を目指した6次産業化に取り組んできました。また、企業との包括連携協定（※多岐にわたる分野において連携事業を継続的に推進していくための協定のこと）を活用し、各種イベントへの出展支援や、積極的な情報発信を行うことで、コロナ禍で落ち込んだ產品の販売数の回復に努めました。

「商工業、観光の推進」については、コロナ禍やウクライナ侵攻等による物価高騰の影響を受けたこともあり、市内の地域経済循環が落ち込んだことから、プレミアム付商品券を発行する等、市内事業者の支援を図りました。

また、観光については、コロナ禍により大きな影響を受けたものの、各種ツーリズム（※環境旅行や観光事業）の受入やスポーツ合宿を実施した他、「道の駅たるみず」「森の駅たるみず」「道の駅たるみずはまびら」の3つの施設を拠点とした観光振興に取り組み、交流人口の増加に努めました。

今後も交流人口の増加を目指し、各種ツーリズムの推進や積極的なPR活動に引き続き取り組んでいきます。

「雇用環境の充実」については、本市での就業について考える契機とするため、垂水市内の就労情報が掲載された企業ガイドブックを作成し市内中学校及び高等学校の生徒への配布を行ったほか、鹿児島国際大学や鹿児島女子短期大学との連携事業等を推進し、本市の産業について学ぶ機会の提供に努めました。

また、子育て世代のため、育児の隙間時間を活用して働くことができるテレワーク（※情報通信技術を活用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと）を学ぶ機会を提供

し、新しい働き方の創出にも努めました。

今後も市内外の若者を対象に就労の促進に努めるとともに、テレワーク等の多様な働き方の推進を図ります。

■基本目標2／教育文化～次世代の担い手を育成・支援するまち～

基本目標に掲げる「次世代の担い手を育成・支援するまち」を実現するため、「子育て支援体制、学校教育の充実」や「生涯教育の充実、地域文化の保存・継承・活用」の分野に取り組んできました。

「子育て支援体制の充実」については、妊娠、出産、育児期における母子の健康の保持・増進を図ることを目的として、妊娠健康診査助成事業や、乳幼児健診、健康相談等の事業を実施し、妊娠、出産、育児への悩みに寄り添った支援を行ってきました。

また、子育て期におけるライフステージ（※人生における節目の変化）に応じた経済的負担を軽減することにより、子育て世代が住みやすいまちづくりを推進するために、子ども医療費無料化・窓口負担ゼロや、0歳児から2歳児までの保育料無料化、小中学校の給食費無料化等に取り組んできました。

今後も本市にとって宝である子どもたちの心身の健全な育成を図るべく、「子育て世代の経済的な負担軽減とサービスの充実」、「仕事と子育ての両立」を重点施策とし、『妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援』の実現に向けて取り組んでいきます。

「学校教育の充実」については、ICT（※情報通信技術）環境整備を日常の教育活動に生かし、業務改善による教育の質の維持・向上を目指し、市内小中学校の児童生徒を対象に、1人1台のタブレット端末を整備し、また、市内常駐のICT支援員の配置や各種研修会の充実を図ることでICT教育環境の整備を行ってきました。

今後は更なる学びの充実を図るためにも、ICT機器の利活用に関する研修を進め、学校間・教職員間での活用差の是正に努めます。

「生涯教育の充実、地域文化の保存・継承・活用」については、市民の皆さんのが生涯を通じて主体的に学ぶことができる環境づくりとして、「生涯学習事業」を実施し、毎年多くの方に受講いただきました。

今後は更に幅広い世代に生涯学習の機会を提供するため、市民ニーズに即した講座などの実施に努めます。

■基本目標3／安心安全・健康福祉～安心していきいきと暮らせるまち～

基本目標に掲げる「安心していきいきと暮らせるまち」を実現するため、「保健・医療・介護、障がい者（児）福祉の充実」や「防災、防犯、消防力の充実」に取り組んできました。

「保健・医療・介護・障がい者（児）福祉の充実」については、特定健診や特定保健指導などの推進や、高齢者等の健康増進・介護予防を目的として、平成29年度から鹿児島大学と共同して「たるみず元気プロジェクト」を実施し、参加した市民の方々の満足度も非常に高い取組となっています。

また、高齢者等が可能な限り地域の中で自立した生活を営むことができるよう、認知症サポーター養成講座や、令和5年度に立ち上げた認知症の方の社会参画を目的としたチームオレンジ（※近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する支援等を行う取組のこと）の取組の推進を図ってきました。

今後は更に介護予防事業や医療・介護連携、保健事業と介護予防の一体化等を推進することで地域包括ケアシステム（※医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが、サービス利用者の選択に基づき、日常生活の場で適切に提供できる体制のこと）の深化・推進を図り、高齢者ができるかぎり住み慣れた地域で、社会参画しながら尊厳をもって、地域の人々とともに暮らし続けることができる共生社会の実現を目指します。

「防災、防犯、消防力の充実」については、交通事故防止を目的とし、地域住民一体となつた立哨活動を行ってきました。

また、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を適切に実施できるよう、垂水市地域防災計画を策定し、それに基づき総合防災訓練や桜島火山爆発総合防災訓練を実施することで、地域防災力の向上に取り組んできました。

今後も引き続き地域防災力の向上や、市民の皆さんの防災に関する意識の向上へつながる取り組みを推進していきます。

■基本目標4／生活環境～豊かな自然の恵みを次世代に受け継ぐまち～

基本目標に掲げる「豊かな自然の恵みを次世代に受け継ぐまち」を実現するため、「自然環境の保全、循環型社会の構築」や「住環境（公園、住宅、道路等）、景観の整備」に取り組んできました。

「自然環境の保全、循環型社会の構築」については、ごみの資源化率向上を目指し、ごみの27品目別の実施やごみの分別に関する出前講座等といった広報活動を行い、市民の皆さんのが適切にごみを分別、処理できるような環境整備を行ってきました。

また、公共水域の水質保全を目指し、生活排水の適正処理に関する情報を発信し、合併浄化槽の普及を行ってきました。

今後もごみ資源化率の向上推進、合併処理浄化槽の普及促進等に努め、地域住民に良質な生活環境を提供するよう努めます。

「住環境、景観の整備」については、公営住宅の維持管理や、市道等の公共土木施設の整備等を行ってきました。

また、平成30年度からは中央運動公園の体育館改修や児童広場等の整備を行い、市民の皆さんへスポーツ活動や憩いの場を提供しています。

また、空家等対策については、利活用、撤去、草木など内容によって関係部署が異なることから、空家等対策委員会や空家等対策ワーキンググループ（※特定の調査、計画のために設けられた部会のこと）会議を開催することで、関係部署との連携を行い対応してきました。

しかし、相談件数の増加に伴い現地確認や所有者（相続人）の把握などに苦慮していることから、今後は関係部署との連携を強化し、対応するよう努めます。

人口減少による公共交通利用者の減少、運転手不足の深刻化等により、地域における公共交通の維持は容易ではなくなってきております。

そのため、総合交通対策として、交通弱者の通院や通学を支援する公共交通手段を確保するため、廃止路線代替バスや乗合タクシーの取組を実施してきました。

今後も、令和6年に策定した「垂水市地域公共交通計画」に基づき、持続可能な生活交通の確保及び維持並びに利便性の向上に努めます。

(3) 総合計画基本構想に掲げる将来目標人口に関する検証

これまでの人口減少への取組の経過や、平成 27 年（2015 年）に策定した第 1 期垂水市人口ビジョン及び令和 6 年（2024 年）に策定した第 2 期垂水市人口ビジョンとの比較、人口の推移等を取りまとめ、検証作業を行いました。

1) 将来目標人口の取組経過

本市では、平成 30 年（2018 年）に策定した第 5 次総合計画前期基本計画の重点プロジェクトの 1 つとして、「まち・ひと・しごとの創生」を盛り込み、「雇用の創出」「定住の促進」「子育て支援」等の施策を積極的に行うこととしました。

また、国が人口減少対策として策定した「まち・ひと・しごとの創生総合戦略」を勘案した形で、本市においても「垂水市まち・ひと・しごとの創生総合戦略」を策定し、平成 27 年度から令和元年度までを第 1 期、令和 2 年度から令和 6 年度までを第 2 期として、本市の特色や地域資源を生かした、しごとづくり、ひとの流れ、結婚・出産・子育てに関するまちづくりの好循環に取り組んできました。

2) 垂水市人口ビジョンとの比較

第 1 期垂水市人口ビジョンで推計した令和 2 年の総人口と令和 2 年（2020 年）国勢調査で把握した総人口を比較すると、人口ビジョンが 14,374 人、国勢調査値が 13,819 人であり、その差は▲555 人となっています。

また、生産年齢の比較では、人口ビジョンが 6,964 人（48.4%）、国勢調査値が 6,576 人（47.6%）であり、その差は▲388 人となっています。

一方で、年少人口の比較では、人口ビジョンが 1,355 人（9.4%）、国勢調査値が 1,289 人（9.3%）であり、その差は▲66 人となっています。

結果として、生産年齢人口及び年少人口共に、第 1 期人口ビジョンで推計した人口より減少していることとなりました。

令和 2 年国勢調査と第 1 期垂水市人口ビジョン（令和 2 年推計人口）との比較

	人口	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老人人口 (65歳以上)
R2国勢調査 (確定値) …①	13,819	1,289 (9.3)	6,576 (47.6)	5,954 (43.1)
垂水市人口ビジョン (推計値) …②	14,374	1,355 (9.4)	6,964 (48.4)	6,055 (42.1)
差 (①-②)	▲ 555	▲ 66	▲ 388	▲ 101

（単位：人/%）

注：（ ）は割合となります。 （資料：令和 2 年国勢調査／垂水市人口ビジョン）

将来推計における年齢3区分別人口割合の推移

(単位：人/%)

	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)
年少人口 (0～14歳)	1,289 (9.3)	1,071 (8.6)	880 (7.9)	747 (7.5)
生産年齢人口 (15～64歳)	6,576 (47.6)	5,572 (44.8)	4,816 (43.3)	4,252 (42.8)
老人人口 (65歳以上)	5,954 (43.1)	5,783 (46.5)	5,429 (48.8)	4,924 (49.6)
計	13,819 (100)	12,426 (100)	11,125 (100)	9,923 (100)

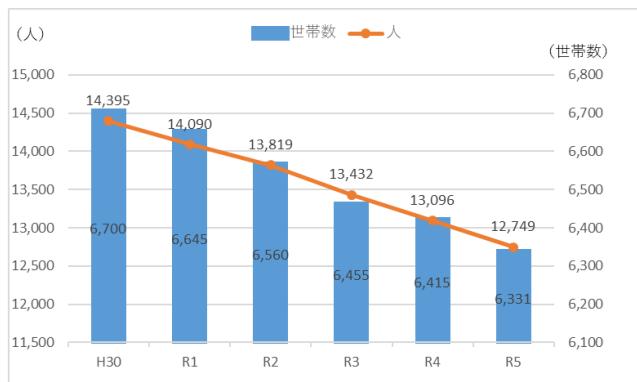
注：() 内は割合となります。

(資料：第2期垂水市人口ビジョン)

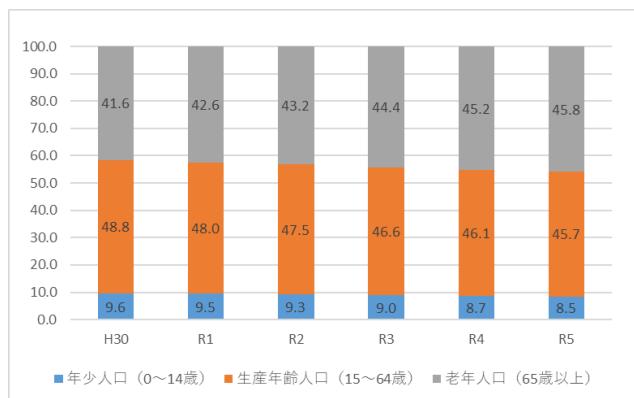
3) 人口と世帯数の推移

第5次総合計画期間内における本市の人口は、平成30年（2018年）の14,395人から令和5年（2023年）の12,479人と1,916人（13.31%）減少しており、同様に世帯数では6,700世帯から6,331世帯と369世帯（5.50%）減少しています。また、年齢3区分別人口割合では、年少人口（0～14歳）割合が、平成30年の9.6%から令和5年8.5%に減少するとともに、老人人口（65歳以上）の割合が、平成30年の41.6%から令和5年45.8%に増加しており、少子高齢化が進んでいる状況となっています。

[人口と世帯数の推移]



[年齢3区分別人口割合の推移]



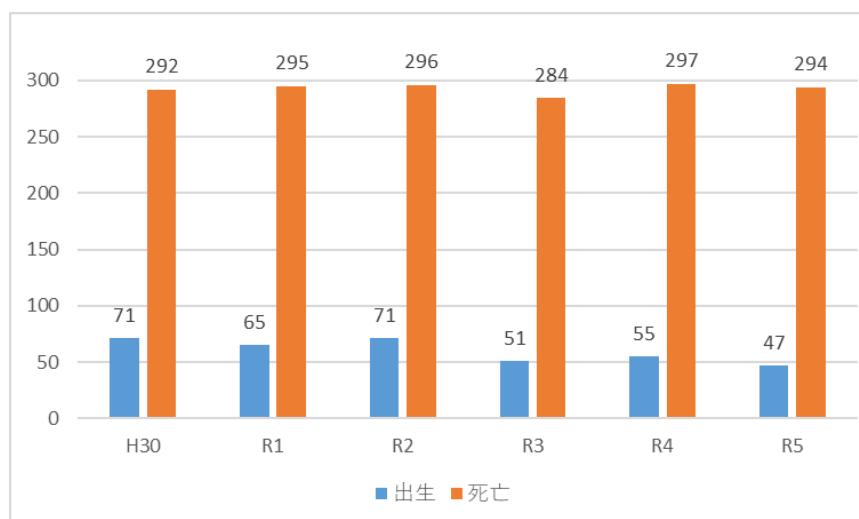
(資料：鹿児島県の推計人口)

4) 人口動態の推移について

① 自然動態

第5次総合計画期間内における本市の自然動態の推移については、出生数から死亡数を引いた数の差が広がり、少子高齢化が進行しています。少子高齢化の影響により、自然動態の増減数は今後も減少していくものと予想されます。このことから、今後も継続して、出生数の増加、出産や子育てのしやすい環境づくりの整備に取り組む必要があります。

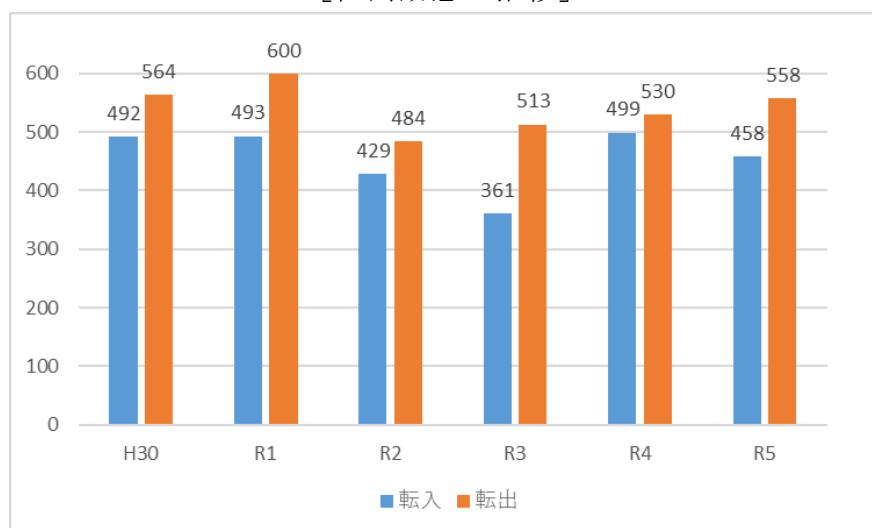
[自然動態の推移]



② 社会動態

転入者数より転出者数が多くなっており、転出超過の状態が続いています。大学等の進学や就職に伴う転出が原因であることから、若者にとって魅力あるまちづくりや、多様な働き方の推進に取り組む必要があります。

[社会動態の推移]



③ 今後の将来目標人口に向けた参考資料

ア これまでの市民満足度調査から見る傾向（今後の居住志向）

総合計画の計画期間中、市民の皆さんへ各政策の満足度調査を実施しました。この調査で、居住志向に関する5段階評価を設けており、評価結果は次のとおりです。

[今後の居住志向について]

「あなたは今後も、垂水市に住み続けたいと思いますか？」への回答割合

	R1	R5
5：思う	41.4	42.1
4：どちらかといえばそう思う	21.6	24.2
3：どちらともいえない	25.3	22.3
2：どちらかといえばそう思わない	7.4	5.6
1：思わない	4.2	5.9

調査結果として、「住み続けたいと思う」や「どちらといえばそう思う」の割合は約6割を占めており、居住志向は高いといえます。

イ 自由意見記入（主なキーワード）

今後の居住志向の5段階評価を選択後、その理由を尋ねており、その理由となる主なキーワードを以下へ抽出しています。

[居住理由に係るキーワード一覧]

年度	居住志向別の主な理由		
	5 思う／4 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	2 どちらかといえばそう思わない／1 思わない
R1	<ul style="list-style-type: none">・生まれ育ったまち（故郷）・住み慣れたまち・地域の絆・自然環境・垂水市が好き	<ul style="list-style-type: none">・交通環境・医療・介護・福祉環境・商業環境	<ul style="list-style-type: none">・医療・介護・福祉環境・交通環境・高齢化・自然災害
R5	<ul style="list-style-type: none">・生まれ育ったまち（故郷）・住み慣れたまち・地域の絆・自然環境	<ul style="list-style-type: none">・住み慣れたまち・生活基盤がある	<ul style="list-style-type: none">・医療・介護・福祉環境・交通環境・高齢化

ウ 居住志向まとめ

全体的に、居住志向がある（5・4を選択）と回答した人の割合が高いことから、居住志向は高いと言えますが、住み続けたいと思わない理由として、交通環境や高齢化における医療・介護・福祉環境への不安等が挙げられていることから、今後も継続して検討を行っていく必要があると考えられます。

(5) 財政状況の推移

1) 第5次総合計画期間内の財政状況について

第5次総合計画においては、将来にわたって持続可能な財政運営のため、事務経費の削減を図るとともに、財政調整基金等の積立てにも努め、また真に必要な事業を選択し、新規地方債発行の精査・制限にも努め、後年度負担の抑制を図ることを目指してきました。

しかしながら、令和2年1月に国内で初めて感染者が確認され、その後、日本全国で蔓延した新型コロナウイルス感染症に対応するための国の各種施策の実施や、計画期間中に予定されていた新庁舎建設計画の白紙化など、不測の事態に見舞われました。

この様な状況の中、計画期間内（平成30年度～令和4年度）の決算においては、市の貯金となる基金残高は約14億円の増加、市の借金となる市債残高は約7億円の減少となっております。

それに伴い、本市の標準的な収入に対する貯金、借金の割合を示す、将来負担比率が46.6%改善し、将来への負担の軽減を図ることができました。

2) 第5次総合計画期間における課題

第5次総合計画期間内においては、結果として大幅な財政状況の改善を図ることができましたが、依然として自主財源が少ない脆弱な財政構造には変わりありません。

現在の財政状況は市の状況が改善したことよりも国の施策によるものや、新庁舎建設計画の白紙化の影響が大きいと考えられます。

計画期間内（平成30年度～令和4年度）における、国の方針財政対策では、地方の一般財源総額については、前年度を上回る額が確保されてきましたが、国の財政状況は社会保障関係費の増加等を背景に公債残高が累増の一途をたどるなど、非常に厳しい状況にあるため、しばらく続いた地方への手厚い施策が見直され、さらに地方の大きな財源である地方交付税も見直されるなどされた場合、歳入の減少は免れない状況です。

このようなことから、制度発足以降、重要な自主財源となっているふるさと応援寄附金などの財源確保に努めつつ、新たな総合計画兼総合戦略の中では本庁舎を含め、施設の老朽化による普通建設事業費、超高齢化社会による社会保障費、システム等の導入費用及び維持修繕費等の増加が見込まれている事業費について優先すべき施策を厳選して将来への負担等も考慮した上で計画を策定する必要があります。

[歳入・歳出の推移]

(単位：千円)

	H30	R1	R2	R3	R4
歳入額①	11,880,434	13,362,959	14,616,873	13,249,428	13,288,858
歳出額②	11,598,752	13,142,565	14,282,773	12,804,155	12,852,128
差し引き①-②	281,682	220,394	334,100	445,273	436,730

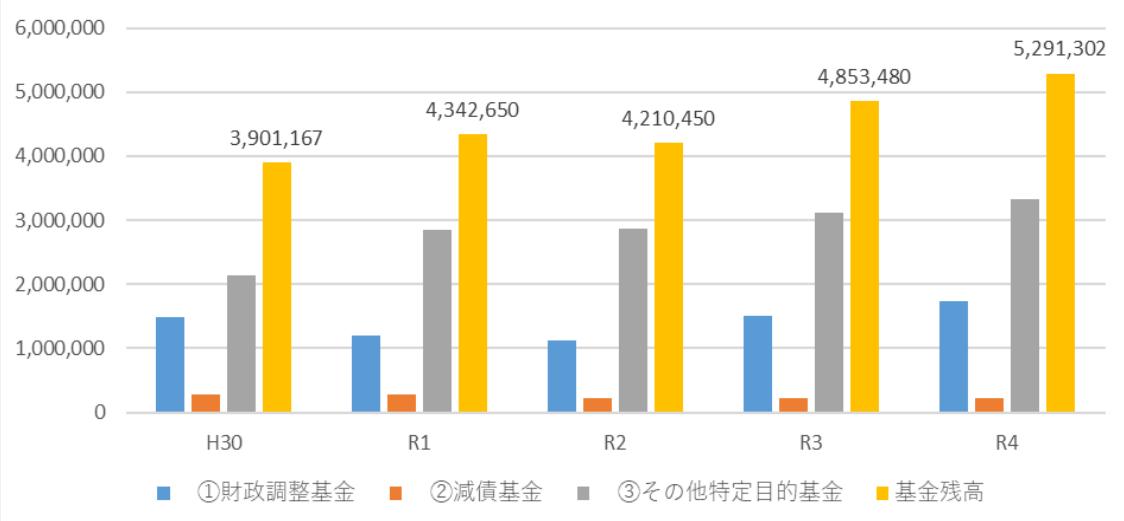
[基金残高の推移]

(単位 : 千円)

	H30	R1	R2	R3	R4	H30とR4との比較
基金残高	3,901,167	4,342,650	4,210,450	4,853,480	5,291,302	1,390,135
①財政調整基金	1,483,178	1,207,151	1,114,777	1,500,007	1,729,886	246,708
②減債基金	284,504	284,525	228,042	228,048	228,052	-56,452
③その他特定目的基金	2,133,485	2,850,974	2,867,631	3,125,425	3,333,364	1,199,879
市債残高	9,699,482	9,960,291	9,859,523	9,410,213	8,974,920	-724,562
市債新規発行高	998,025	1,194,974	868,323	598,787	614,398	-383,627
経常収支比率	93.60%	92.50%	92.80%	88.70%	90.10%	-3.5%
実質公債費比率	7.80%	7.20%	7.40%	8.30%	8.50%	0.7%
将来負担比率	32.90%	28.60%	26.40%	-1.00%	-13.70%	-46.6%

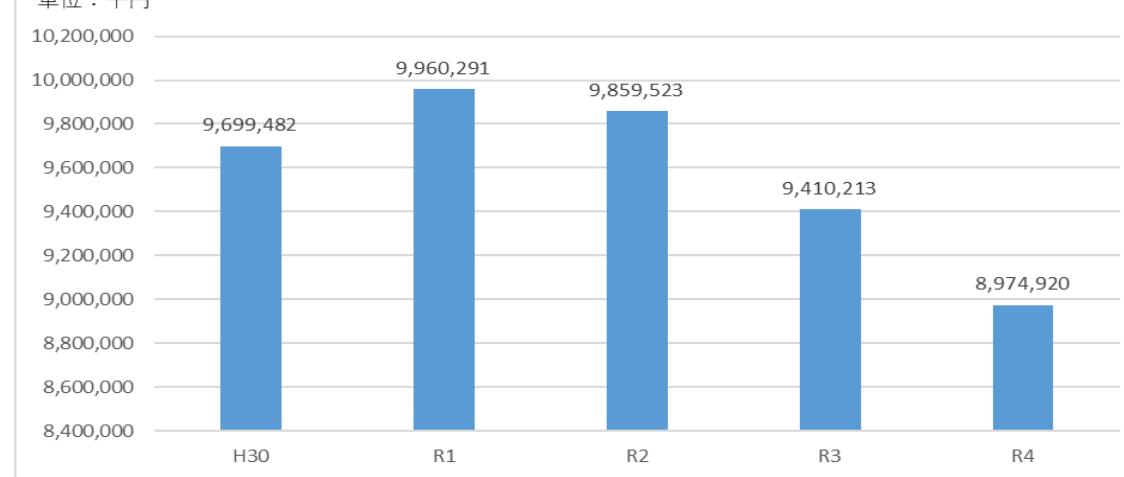
[基金残高の推移]

第5次垂水市総合計画期間の基金残高の推移



単位 : 千円

第5次垂水市総合計画期間の市債残高の推移



第2部 基本構想

第1章 将来像

(1) 基本となる考え方①「人口減少をやわらげ定着率の上昇を図る」

本市の現状

平成 27 年（2015 年）に策定した第 1 期垂水市人口ビジョンにおける令和 2 年（2020 年）推計人口と令和 2 年国勢調査人口を比較すると、人口ビジョンが 14,374 人、国勢調査値が 13,819 人であり、その差は▲555 人となっています。

また、生産年齢の比較では、人口ビジョンが 6,964 人（48.4%）、国勢調査が 6,576 人（47.6%）であり、その差は▲388 人となっています。

一方で、年少人口の比較では、人口ビジョンが 1,355 人（9.4%）、国勢調査値が 1,289 人（9.3%）であり、その差は▲66 人となっており、結果として、年少人口及び生産年齢人口ともに第 1 期人口ビジョンで推計した人口より減少している実態が明らかになりました。

また、この傾向は今後も進行すると想定され、社人研^{補足 1}の推計値によると令和 42 年（2040 年）には、本市の総人口は 5,194 人になると推計されています。

今後の方向性

我が国においては、世界に類を見ないペースで人口減少・少子高齢化が進行しており、国勢調査時の出生数は 77 万 759 人と、統計開始以来、最少の数値となっていることから、日本全体として人口減少が加速している状況です。

のことから、地方においては、全国的に減少する人口の取り合いではなく、これ以上まちから人口を流出、減少させないために、人口の定着率^{補足 2}の増加を目指した取り組みが必要となると考えられます。

本市はこれまで、第 5 次総合計画において「まち・ひと・しごと」の創生を掲げるとともに、第 2 期総合戦略を策定し、人口減少対策に取り組んできました。

第 6 次総合計画兼第 3 期総合戦略でも引き続き、本市の特色や地域資源を生かした、しごとづくり、ひとの流れ、結婚・出産・子育てに関するまちづくりの好循環に取り組むことで、人口減少の速度をゆるやかにする、すなわち「人口減少をやわらげる」ための取り組みを行っていくこととしますが、全国的な人口減少を鑑み、併せて人口の定着率の増加に注力した取組を推進することとします。

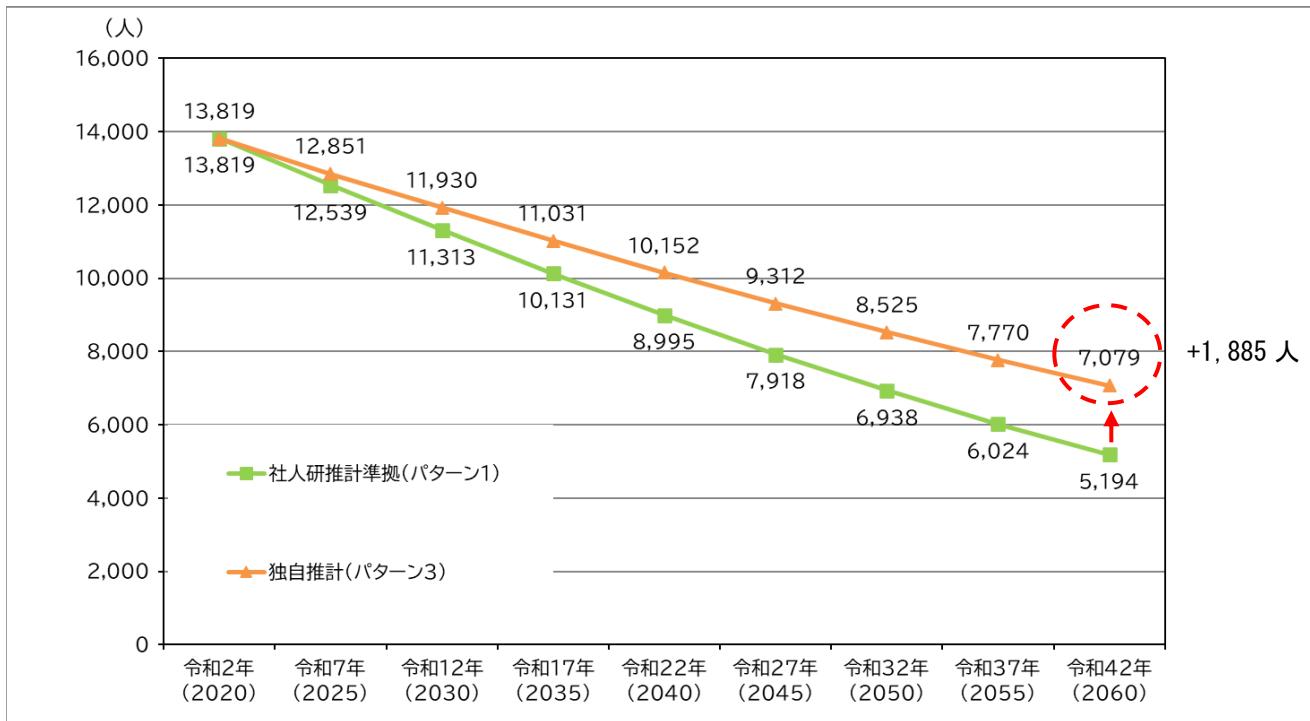
令和 6 年（2024 年）に策定した第 2 期垂水市人口ビジョンでは、純移動率が現状に近い値で推移するよう、人口の定着率の増加に取り組むことで、国の長期ビジョンの最終年度である令和 42 年（2060 年）における将来目標人口として、7,000 人程度の人口規模が維持されることを目指すこととしました。

補足 1 社人研

国立社会保障・人口問題研究所の略 1996 年に、厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合によって誕生した国立社会保障・人口問題研究所は、厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っています。

補足 2 定着率

ここでいう定着率とは、①垂水市で生まれ育った方が社会人になってもずっと垂水市に住み続けること、②進学・就職等の理由により一時的に垂水市を離れてしまっても、数年後に戻ってくること、③市外から移住などで垂水市に来てくださった方が、離れたりすることがないようにすることの 3 つの観点を含む考え方です。



推計パターン別総人口

推計パターン	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	令和37年 (2055)	令和42年 (2060)
社人研推計準拠 (パターン1)	13,819	12,539	11,313	10,131	8,995	7,918	6,938	6,024	5,194
独自推計 (パターン3)	13,819	12,851	11,930	11,031	10,152	9,312	8,525	7,770	7,079

人口の定着率は、市民の皆さんの満足度・幸福度と大きく関係すると考えられます。

そして、地域住民が、今の生活に満足し、幸福に感じるだけでなく、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を感じる度合い、ウエルビーイングが上昇するような施策を展開することが、定着率の増加に繋がるものと考えます。

本市は、このように市民の皆さんの満足度や幸福度、ウエルビーイングが上昇することを目指した施策を展開することで、定着率の増加を図ります。そして、定着率の増加が、持続可能で、活力ある地域の実現に繋がるものと考えます。

将来像を描くために基本となる考え方①

今後は人口減少をやわらげるとともに、市民の幸福度が上昇するような施策を開発し、定着率の増加を図ることで、持続可能で活力ある垂水市の実現を目指す必要があります。

(2) 基本となる考え方②「デジタルの力を活用する」

本市の現状

新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会、経済、人々の行動や価値観など、あらゆる面に波及し、大きな変化をもたらしました。このような社会の変化や、デジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織のあり方等をデジタル化に合わせて変革していく、デジタル・トランスフォーメーション（以下、「DX」という。）が求められています。

このような状況の下、テレワークやワーケーション（※普段の職場と異なるリゾート地や観光地で働きながら休暇を取ること。）等、時間と場所に捉われない働き方が脚光を浴びるようになりました。そして、ICT技術の進化は、経済活動だけではなく、社会のあり方や各人が感じる幸福の形にも大きく影響を与えました。

本市においても、市税のアプリ決済及びコンビニ納付、GIGAスクール構想（※小中高等学校などの教育現場で児童・生徒各自がパソコンやタブレットといったICT端末を活用できるようにする取組。）による教育現場でのICT技術の活用、ラインやインスタグラム等のSNS（※インターネット上のコミュニケーションサイトのこと。）を活用した情報発信等、デジタルの力を用いた新しい動きが始まっていますが、令和5年（2023年）には、DXの推進に関する具体的な取組内容を明記した「垂水市DX推進計画」を策定し、DXの推進に努めているところです。

今後の方向性

国は、デジタルの力で、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を実現するために、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を掲げ、デジタルの力による地方創生の加速化・深化を図っていくこととしています。

デジタルの力により、どこでも誰もが便利で快適に生活ができるれば、地域住民の満足度・幸福度も必然的に上昇します。このように、デジタルの力を活用することは、地域住民の幸福度・満足度の上昇のため、非常に有効な手段と考えます。

また、デジタルの力は、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させ、地域の魅力を高める力を持っており、地方が直面する社会課題の解決の切り札となるだけではなく、新しい付加価値を生み出す源泉となることが期待されることから、本市においても、デジタルの力を用いた地方創生を図ります。

一方で、このようにデジタルの力の恩恵を受けるためには、市民の皆さん全てがデジタルへの対応力を身に付ける必要があります。強引にデジタル化を進めのではなく、これまでのやり方も併用しつつ、一人でも多くの方がデジタルの恩恵を受けることができるよう、地域住民のデジタルへの対応力向上のための施策を推進することで、「誰一人取り残さない垂水市」の実現を目指す必要があると考えます。

将来像を描くために基本となる考え方②

デジタルの力を用いることで、市内どこでも誰もが便利で快適に暮らすことができるとともに、誰一人取り残さない垂水市の実現を目指す必要があります。

(3) 将来の垂水市の創り手である子どもたちの考え方

◎子どもたちの意見の反映

令和5年（2023年）に施行されたこども基本法では、施策に対する子どもの意見を反映するよう定められています。また、令和6年（2024年）に策定された第4期鹿児島県教育振興基本計画には、基本目標として、「夢や希望を実現とともに未来を創る鹿児島の人づくり」を掲げています。

人口減少の大きな原因として、若者の市外流出があげられることから、特に若者の幸福度、ウエルビーイングを上昇させることができ、定着率の上昇及び活力のある垂水市の実現のために重要なと考えます。そして、若者のウエルビーイングを上昇させるためには、将来の創り手である若者自身の考え方を、まちの将来像に反映させる必要があると考えます。

このようなことから、第6次総合計画兼第3期総合戦略においても、子どもの意見を反映させることとしました。

◎意見集約の方法

第5次総合計画の計画期間内に、新型コロナウイルス感染症の拡大等により社会のデジタル化は大きく推進し、そのような「新たな日常」に対応するべく、本市においても、GIGAスクール構想により、教育現場で積極的にICT技術の活用が行われることとなりました。本市の取組は、文部科学省の委嘱を受け、「リーディングDXスクール」（※優れたデジタルの取組を行う学校）として、全国や県の様々な研修会において市教委や学校の取組を発表し、教育DX推進自治体表彰を受賞するなど高く評価されています。このように、「GIGAスクールのまちたるみず」の特色を生かし、1人1台の端末による意見集約を実施しました。

意見の集約に際しては、基本となる考え方を伝えたうえで、各学校で総合的な学習の時間を活用して学んでいる学習内容を踏まえ、まちのありたい姿や将来像について考えることとし、「将来はこんなまちなら良い」「こんなまちにしたい」といった思いを、わかりやすい標語の形として提出するという手法を取りました。

そのうえで、作成した標語をもとに、学校ごとにまちのありたい姿や将来像を検討し、5分程度の動画としてまとめ、成果物として提出するという手法を取りました。

◎まちの将来像

このような取組を通じ、最も多く使用された文言等を抽出し、また、類似する考え方や言葉を統合し、さらに、児童・生徒にも分かりやすい言葉を用いることとし、まちの将来像を「豊かな食と自然を未来へつなぎ みんなでつくる 笑顔あふれるまち 垂水市」と定めました。この将来像について、外部審議会である垂水市総合開発審議会に諮った後、将来像も含めた基本構想について議会での承認を得、最終的な将来像として決定しました。

◎各学校が考えたまちの将来像

新城小学校

「新城が 食料に困らない まちにしたい」
「あつまれ はまべのキャンプ場 弓なりにつづく みやわき海岸」

垂水小学校

「温泉1つで、みんな笑顔に！！」
「みんな笑顔で温泉燃える」

水之上小学校

「もういった？魅力あふれる宝箱垂水市」

柊原小学校

「つなごう美しい自然 素晴らしい伝統 みんな集まれ柊原（くぬっぱい）」

協和小学校

「十年後、特産物を生かして、世界に知られる有名な垂水市へ」

牛根小学校

「牛根の明るい未来を共につくろう～心安らぐ旅の始まりの場所へ～」

松ヶ崎小学校

「松ヶ崎 ビワを通して 魅力と笑顔を 咲かす町」

垂水中央中学校

「笑顔あふれる 食と自然が豊かな垂水市」

垂水高校

「溢れる笑顔と自然 みんなで協力し合える 垂水市」

(4) まちの将来像

以上のことと踏まえ、これから垂水市が目指していくまちの姿を、次のとおり「まちの将来像」として掲げます。

将来像

「豊かな食と自然を未来へつなぎ みんなでつくる 笑顔あふれるまち 垂水市」

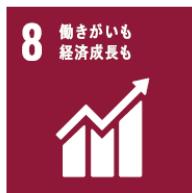
(5) SDGs（持続可能な開発目標）との関係

平成27年9月の国連サミットにおいて、2030年までの長期的な開発目標の指針として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この指針では、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会共通の目標である「SDGs（持続可能な開発目標）」として、17のゴール及び169のターゲットが定められました。

第2期垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組を推進するに当たって、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができることから、SDGsを原動力とした地方創生を推進することとしています。

のことから、第6次総合計画兼第3期総合戦略においても、SDGsを原動力とした地方創生を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料) 国際連合広報センター ホームページ

第2章 まちづくりの視点と進め方

(1) 将来像を実現するための視点

将来像を実現するためには、市民、事業者、行政等、本市に携わる多様な主体性が協働し、まちづくりに取り組む必要があります。

第5次垂水市総合計画においては、将来像を実現するため、次の4つの視点をもってまちづくりに取り組むこととしています。

1) 地域の宝物／地域資源を積極的に活用します

豊かな自然、歴史、文化などの風土や農林水産物、製造品及びその生産技術、観光資源などの地域資源は、先人が知恵や助け合いによって、守り育ててきた“地域の宝物”です。

この宝物を市民、地域、事業者、行政等によってさらに掘り起こし、磨き、積極的に活用します。

2) 市民主体／自ら考え共に行動します

市民の皆さんがあなたにまちづくりに主体的に参画し、行政は、市民の皆さんがあなたについて自ら考え、行動できるような市政を推進します。市民の皆さん、地域の皆さん、事業者の皆さん、行政など多様な担い手が、各々の役割を分担し、共に行動します。

3) 次世代人材育成／地域“愛”を育みます

地域の中で一人ひとりが生きがいをもって活躍することは、地域を愛し、誇りに思う気持ちを育み、垂水のまちづくりを担う気持ちへつながります。家庭、地域、学校、事業者、行政などが力を結集し、次世代の垂水を担う人材を育成し、地域に住み続けられる環境を整えます。

4) 安全・安心／みんなで支え合います

市民の皆さん全てが、自然災害や生活などに不安を感じることなく安全・安心に暮らせることがまちづくりの基本です。いつまでも安心して暮らしていくよう、みんなで協力し合い、共に支え合います。

この4つの視点については、視点を具現化するための手法等について調査研究を行うことは必要と考えますが、考え方の本質は、時代の流れ等には左右されない「不易」なものであると考えることから、第6次総合計画兼第3期総合戦略においても、「継続は力なり」という姿勢を基本に、この4つの視点をもってまちづくりに取り組むこととします。

(2) まちづくりの進め方

将来像の実現に向けて設定したまちづくりの目標を達成していくためには、どのような点に留意してまちづくりを進めていくのかを決めておく必要があります。

第5次垂水市総合計画においては、まちづくりを進めていくため、次の3つの方策に基づくこととしています。

1) 市民と行政の協働によるまちづくり

市民主体の考え方のもと、地域資源を活用したまちづくりを進めるためには、市民の皆さんのが郷土に誇りと愛着を持ち、地域の特性や課題などを共有しながら、自らがまちづくりの担い手であるという当事者意識を持ってまちづくりに参画し行動していく必要があります。また、市民の皆さんと行政が互いの信頼関係を構築し、連携して課題に取り組んでいく「協働のまちづくり」が不可欠であり、振興会やNPOなどをはじめとする市民組織や若者、転入者、事業者、行政など多様な主体が互いに支え合い、補完しながら行動していくことが大切です。これまで培われてきた地域内のつながりやコミュニティ（※地域社会のこと）を尊重しながら、市民の皆さんのが主導となって行う地域づくり活動を支援します。また、地域間の交流を促進するとともに、活動の中心的な役割を担う組織や人材の育成、活動拠点の充実等を図り、様々な協働の形をつくり行動します。

2) 健全で安定した行財政運営の推進

市民の皆さんと行政の協働のまちづくりのためには、市民の皆さんの視点に立った行政運営が必要であり、市民の皆さんへの説明責任を果たすとともに透明性の確保を図ります。

また、次章で説明する4つのまちづくりの基本目標を達成するためには、その裏付けとなる財政の健全性の確保が必要であり、中長期的な財政見通しのもと、コスト縮減に努めるなど健全な財政運営を進めます。さらに、少子高齢化や人口減少などの社会構造の変化に対応した行政サービスが提供できるよう、課題や市民ニーズを常に点検しながら行財政改革を推進するとともに効率的な組織機構の構築を図り、効果的かつ効率的に事業を推進します。

3)隣接市等との広域連携の推進

4つのまちづくりの目標は、本市のみで達成できるものではなく、関係する自治体や関係機関と協力、連携しながらより効果的に進めることが大切です。

このため、鹿児島市、鹿屋市、霧島市、姶良市など近隣の自治体との連携を強化し、少子高齢化や人口減少などの課題に対応できるよう暮らしに必要な諸機能を総合として確保するとともに、大隅半島の玄関口としての機能の充実を図り、地域のさらなる魅力づくりを進めていきます。また、鹿児島大学、鹿児島国際大学、鹿屋体育大学、鹿児島女子短期大学といった県内の大学と連携し、健康長寿や子育て支援、人材育成といった地域課題の解決を図っていきます。

第6次総合計画兼第3期総合戦略においても、この3つの方策に基づいてまちづくりに取り組むこととします。

第3章 まちづくりの目標

(1) 各分野の基本目標

将来像を実現するためには、本市に必要な施策を見極め、着実に推進していくことが必要です。第5次垂水市総合計画においては、各施策を体系的かつ効果的に展開していくため、まちづくりの分野別に、4つの目標を設定し、さらに、目標毎に政策目標を設定しました。

1 産業振興／地域資源を活かした賑わいのあるまち

- (1) 農林水産業の振興
- (2) 商工業、観光の振興
- (3) 雇用環境の充実

2 教育文化／次世代の担い手を育成・支援するまち

- (4) 子育て支援体制、学校教育の充実
- (5) 生涯学習の充実、地域文化の保存・継承・活用

3 安全安心・健康福祉／安心していきいきと暮らせるまち

- (6) 保健・医療・介護、障がい者（児）福祉の充実
- (7) 防災、防犯、消防力の充実

4 生活環境／豊かな自然の恵みを次世代に受け継ぐまち

- (8) 自然環境の保全、循環型社会の構築
- (9) 住環境（公園・住宅・道路等）、景観の整備

一方、第2期総合戦略においては、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、国・県の総合戦略を勘案し、本市の特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指し、国の総合戦略に盛り込まれた「政策5原則」（自立性、将来性、地域性、総合性、結果重視）の趣旨をふまえ、効果的な施策の展開を目指し、次の4つの基本目標を設定しました。

基本目標1 「稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働くようにする」

基本目標2 「垂水市への新しいひとの流れをつくる」

基本目標3 「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」

基本目標4 「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」

《参考》 ■まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

- ①自立性：地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるような施策に取り組む。
- ②将来性：施策が一過性の対症療法にとどまらず、将来に向かって、構造的な問題に積極的に取り組む。
- ③地域性：地域の強みや魅力を活かし、その地域の実態に合った施策を、自主的かつ主体的に取り組む。
- ④総合性：施策の効果をより高めるため、多様な主体との連携や、他の地域、施策との連携を進めるなど、総合的施策に取り組む。その上で、限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるため、直接的に支援する施策に取り組む。
- ⑤結果重視：施策の結果を重視するため、明確なPDCAの仕組みの下に、客観的データに基づく現状分析や将来予測等により短期・中期の具体的な数値目標を設定した上で施策に取り組む。その後、政策効果を客観的な指標により評価し、必要な改善を行う。

第2期総合戦略は、国の総合戦略をふまえて策定したのですが、国の総合戦略は、令和4年12月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に変更されています。「デジタル田園都市国家構想総合戦略」においては、デジタルが、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させ、地域の魅力を高める力を持っており、地方が直面する社会課題の解決の切り札となるだけではなく、新しい付加価値を生み出す源泉として期待されることから、全国的にDXが進展することで、新たなサービスの創出、地域社会の持続可能性の向上、ウエルビーイングの実現等を通じてデジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会、いわば「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現、すなわち「デジタル田園都市国家構想」の実現を目指し、次の4つの重要な要素を設定しています。

- ①地方に仕事をつくる
- ②人の流れをつくる
- ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④魅力的な地域をつくる

第6次総合計画兼第3期総合戦略では、各計画における目標等の内容について整理し、将来像を実現し、本市が直面する社会課題を解決するために、各施策が体系的かつ効果的に展開していくことを目指し、次の4つの基本目標を設定することとします。

また、それぞれの基本目標を達成するために、基本目標ごとに基本的方向を定めることとします。

基本目標1 多様な働き方を推進する

- 基本的方向1 地域の特性に応じた産業の振興
- 基本的方向2 安心して働ける環境の実現
 - (1) 地域産業の担い手の確保・育成
 - (2) 新たな雇用の創出

基本目標2 人の流れをつくる

- 基本的方向1 垂水市への移住定住の推進
 - (1) 移住定住の推進
 - (2) 若者の就学・就業による垂水市への定着の推進
- 基本的方向2 魅力的な観光資源を生かした多様な交流の推進

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- 基本的方向1 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備
 - (1) 結婚、出産、子育ての支援
 - (2) 仕事と子育ての両立
- 基本的方向2 教育環境の充実

基本目標4 魅力的な地域をつくる

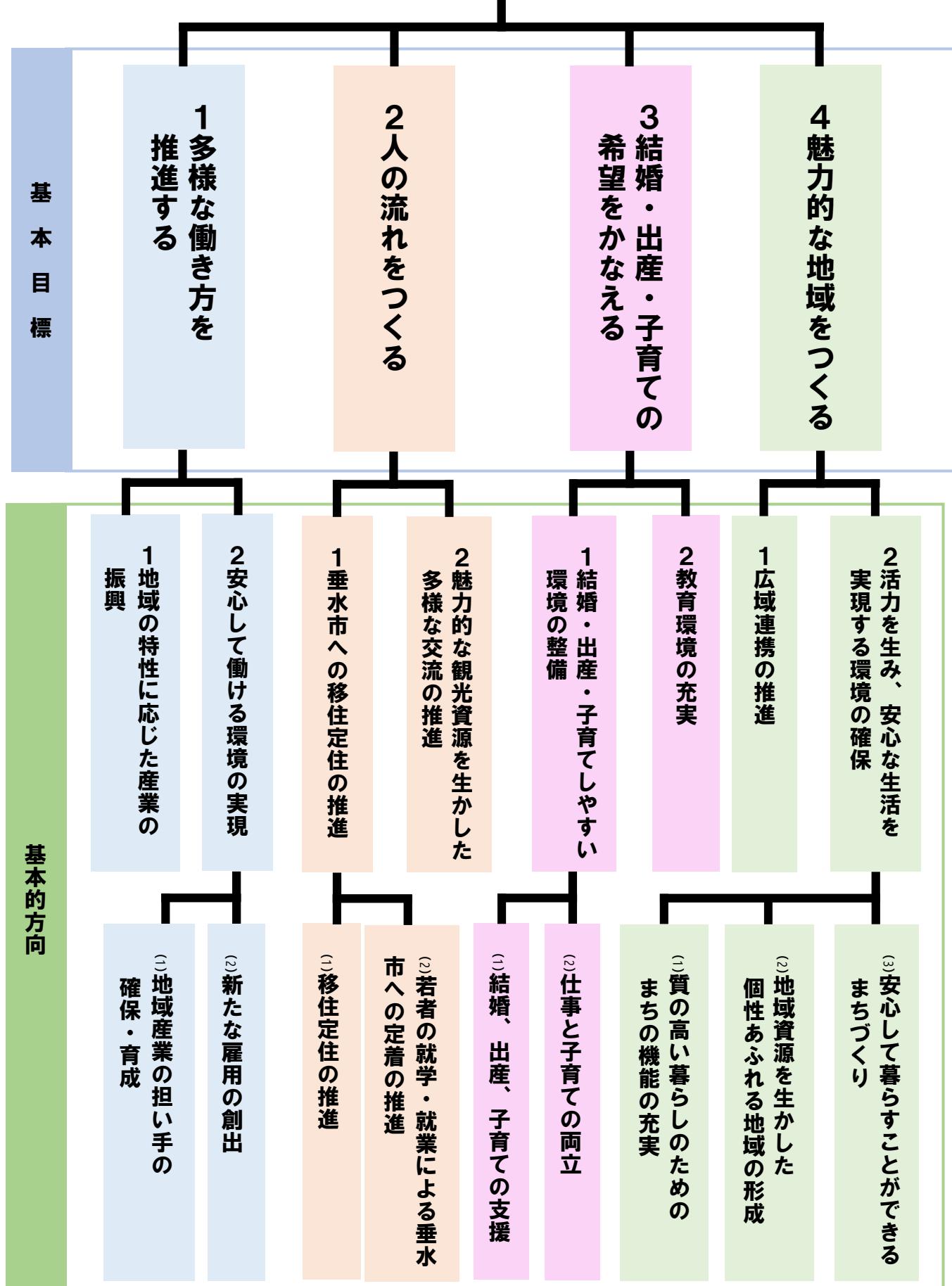
- 基本的方向1 広域連携の推進
- 基本的方向2 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保
 - (1) 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実
 - (2) 地域資源を生かした個性あふれる地域の形成
 - (3) 安心して暮らすことができるまちづくり

第6次総合計画兼第3期総合戦略の策定に際して、第1章でも取り上げたように、第5次総合計画の総括を行いました。

まず、第5次総合計画の各目標に位置付けられた、全ての施策・事業について、庁内全ての部署で検証を行い、現状を把握し、課題を明らかにしました。

そのうえで、次期計画の計画期間である10年間において、どのように改善を図るのか、あるいは廃止や統合について検討すべき事業はないのか、現状に照らしあわせ、新たに創設すべき事業はないのかといったことを総合的に判断し、どのような方向性で事業を展開するのかについて検証を行いました。

この検証を踏まえ、事業や施策の性質や目的を考慮し、第6次総合計画兼第3期総合戦略で設定した基本目標毎に、改めて位置づけを行いました。また、次期計画においては、課題を解決し、基本目標を達成するために新たな施策や事業の設定を行いましたが、新たな事業等についても、性質や目的を考慮のうえ、各基本目標への位置づけを行いました。



基本目標1 多様な働き方を推進する

本市においては、依然として20歳前後の年齢階層の転出超過が顕著となっています。これは、若年層にとって本市に魅力的な仕事が少なく、希望する仕事を求めて市外に流出していることも大きな原因と考えられます。今後は、若年層が夢を持ち、魅力ある誇れる仕事づくりや雇用環境の整備を図っていくことが重要であり、多様な働き方を推進することが必要です。

◎地域の特性に応じた産業の振興

本市の基幹産業である第一次産業等については、ＩＣＴ技術の導入等による省力化やスマート化（※効率化）を図り、生産性の向上を図るとともに、6次産業化や本市特産品のブランド化を推進することで付加価値の向上を目指し、また、様々な媒体を活用した情報発信による販路拡大を図ることで、所得の向上を目指し、良質な雇用を創出するよう努めます。

また、本市と包括連携協定を締結している日本航空株式会社との連携により、ＪＡＬ国際線ファーストクラスラウンジにおいて、カンパチをネタとして使用した寿司を提供する等、販路拡大を図る取組を行っています。このように、企業との包括連携協定を、より実効性が高いものとするよう努めます。

また、近年地方自治体の財源確保として重要な役割を担っているふるさと納税についても、これまで以上に市内事業者との連携を図り、本市特産品の魅力を生かした返礼品開発の支援等に注力し、財源の確保を図るとともに、第一次産業や商工業の発展を目指します。

◎地域産業の担い手の確保・育成

本市は、農林水産業を中心とした第一次産業が主産業であり、魅力的な地域資源が数多くありますが、生産年齢人口の減少に加え、その魅力を最大限に引き出せていない等の理由により、担い手、働き手が不足している状況があります。産業振興により生産性の維持・向上を図るとともに、第一次産業等のイメージの向上を図り、重要性を訴求することで、女性や若者、外国人も含めた様々な人材が活躍できる魅力ある産業とともに、農林水産業の成長と地域活性化を図るよう努めます。

また、商工会の運営補助や、商工業者への支援を行うことで、商工業の推進・商店街の活性化による地域の成長発展を図ります。

◎新たな雇用の創出

労働人口が減少する中、地方が経済的に自立するためには、引き続き積極的な誘致活動を進め、地域経済の活性化を図るとともに、デジタル技術を活用し、地域産業の生産性の向上を図るなど、地域を支える産業の振興を促すことが不可欠であると考えます。

そして、産業を振興するためには、民間の創意工夫が發揮される官民連携を推進し、魅力的な雇用機会を創出することが重要となります。

その官民連携として、宮脇海岸公園において、指定管理者制度を導入したことで、公園の維持管理だけでなく、指定管理者が自主事業を展開することにより、新たな観光スポットの設置や交流人口の増加に加え、雇用の創出が見込まれています。このように、行政の力だけではなく、民間活力との積極的な連携をより一層推進することで、新たな官民連携の形を模索し、雇用の創出を目指すとともに、地域課題の解決を図るよう努めます。

《他の基本目標との連携》

他の基本目標に位置付けられている事業等との連携を図り、本基本目標が、より高い実効性をもって推進されることを目指します。

○基本目標2 人の流れをつくる

基本的方向1 垂水市への移住定住の推進／(1) 移住定住の推進

・住宅リフォーム促進事業

市民の皆さんのが所有する住宅について、市内事業者が行うリフォーム工事に対して補助金を交付することで、地域経済の活性化を図ります。

※空き家リフォーム促進事業についても同様の取組を推進します。

(2) 若者の就学・就業による垂水市への定着の推進

・垂水市地域若者「就地」拡大プロジェクト事業

担い手が不足する一次産業の重要性や魅力について、効果的に発信するよう努めるとともに、包括連携協定を締結している大学や市内事業所とも連携し、本市の雇用創出を図ります。

・垂水市就業体験

垂水市役所で学生の受け入れを行い、垂水市役所での就労を意識する契機を提供し、将来的な本市での就業に繋げます。

・垂水市保健業務インターンシップ（※学生による就業体験のこと）事業

垂水市役所で保健師等を対象に、保健業務に特化した受け入れを行い、保健業務に対する理解を深める機会を提供し、垂水市のイメージアップを行うことで、将来的な本市での就業に繋げます。

○基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本的方向1 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備／(2) 仕事と子育ての両立

・子育て世代のテレワーカー育成事業

子育て世代を対象にテレワーカー育成講座を開催し、テレワーカーとして自立していくための環境整備を図り、子育て世代が働きやすい環境の実現とワークライフバランス（※仕事と生活の調和のこと）の推進を目指します。

○基本目標4 魅力的な地域をつくる

基本的方向2 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保／(3) 安心して暮らすことができるまちづくり

・空き家解体撤去事業

市内にある空き家について、市内事業者が行う解体等に対して補助を行うことで、地域経済の活性化を図ります。

・多文化共生のまちづくり事業

一次産業や介護職の担い手として期待される技能実習生や特定技能外国人等の皆さんのが、働きやすいまちづくりを推進します。

人口減少・少子高齢化が深刻化する中で、地方活性化を図るために、交流人口に代表される大きな人の流れを作ることに加え、市外からの移住・定住を推進するとともに、本市から流出しようとする人の流れをやわらげることが求められます。

◎移住定住の推進

本市では、空き家等の利活用を進め、移住促進と転出抑制を図る事業や、市民の皆さんの住宅リフォームに補助を行うなど、子育て支援や良好な住環境の整備に資する事業を展開しています。これらの事業については、見直しを行いながら引き続き実施するよう努めます。

◎若者の就学・就業による垂水市への定着の推進

就学に関する経済的支援を行うほか、本市の基幹産業である第一次産業をはじめとする産業の魅力や重要性を効果的に発信するために、本市と包括連携協定を締結している大学等と連携を進め、学生に本市での就業を検討する機会を提供します。さらに、今後職員不足が危惧される市役所の一般職員や保健師等の業務に対して就業体験を受け入れるなど、若者の就学・就業による本市への定着を推進します。

◎魅力的な観光資源を生かした多様な交流の推進

本市においては、「道の駅たるみず」、「森の駅たるみず」、「道の駅たるみずはまびら」の3つの施設を拠点とした観光振興に取り組んでいます。また、令和6年には宮脇海岸公園における維持管理者提案の主催事業として、グランピング場等の施設が開業しています。また、令和3年には「桜島・錦江湾ジオパーク」が日本ジオパークとして認定されたほか、令和元年には、本市を含む1県9市で構成する「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く～」が県内初の日本遺産に認定されました。今後も、引き続き3つの観光拠点を中心に、宮脇海岸公園や桜島・錦江湾ジオパーク、日本遺産等を活用した観光振興に努め、交流人口の増加を図ります。

特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の活発な往来により、地方の経済活動や様々な魅力向上の取組の活性化が期待されます。このことから、教育旅行における民泊体験やスポーツ合宿の誘致を積極的に展開していきます。また、2023年開催のかごしま国体を契機に、各種フェンシング大会の開催や、関連団体の合宿受入等を行っていく「フェンシングのまち垂水」に関する取組を展開していますが、今後も継続して実施するよう努めます。

また、観光資源や地域資源などの本市の魅力について、ホームページやSNSを効果的に活用し、県内外に広く情報発信を行うことで、さらなる交流人口・関係人口の創出・増加を図ります。

近年は、感染防止対策や事業継続等を目的として、デジタル技術を活用したテレワークなどの新たな働き方に取り組む企業等が大幅に増加しており、本市にも首都圏の企業が訪れています。これらの企業の継続的なワーケーションの実施に努めることで人流の創出に努めるとともに、本市のデジタル人材の育成や雇用創出に向けた取組についても検討します。

《他の基本目標との連携》

他の基本目標に位置付けられている事業等との連携を図り、本基本目標が、より高い実効性をもって推進されることを目指します。

○基本目標 1 多様な働き方を推進する

基本的方向 1 地域の特性に応じた産業の振興

・ふるさと納税制度事業

返礼品を通じ、本市の特産品の魅力を広く全国へ周知し、関係人口の増加に寄与します。

基本的方向 2 安心して働く環境の実現／(2) 新たな雇用の創出

・宮脇海岸公園における官民連携事業

宮脇海岸公園の維持管理を行うために導入された指定管理者制度において、公園の適切な維持管理を行うことで本市の魅力向上に努めるとともに、指定管理者から提案があった自主事業を支援することで、交流人口の増加を目指します。

○基本目標 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本的方向 1 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備／(1)結婚、出産、子育ての支援

・定住促進事業

垂水市空き家バンク制度を軸に、移住促進事業と転出抑制事業を両輪とした 7 つの移住・定住促進事業を実施します。

○基本目標 4 魅力的な地域をつくる

基本的方向 1 広域連携の推進

・大学との包括連携協定関連事業

近隣自治体や関係団体、大学等と連携することで、広域的な観光振興や地域活性化を図り、関係人口や交流人口の創出・拡大を目指します。

・広域行政に関する事業

錦江湾奥 4 市（※垂水市・霧島市・姶良市・鹿児島市）により構成される錦江湾奥会議において、4 市の広報誌でイベント情報等の発信を行い、関係人口や交流人口の創出・拡大を目指します。

・大隅広域観光推進事業

㈱おおすみ未来会議と連携し、国内外からの観光客の大隅地域への流れを戦略的に創出します。

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

我が国の出生数の減少は予想を上回るペースで進んでおり、2022年の出生数は過去最少を更新し、婚姻件数も同年に戦後最少水準となる等、年々深刻さを増しています。少子化の進行は、未婚化・晩婚化や、出産年齢の上昇等に起因する有配偶出生率の低下が主な原因と考えられていますが、この背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさなど、個々人の結婚・出産・子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていると考えられます。

◎結婚、出産、子育ての支援

本市においては、地元に産科婦人科医療機関がない等の課題がありましたが、公益財団法人慈愛会と令和4年（2022年）5月に包括連携協定を締結し、令和6年（2024年）5月に同会立の産婦人科医療機関が開設されました。このことにより、思春期から老年期における女性の健康長寿の延伸と、子育て世代が安心して子どもを産み育てられる環境が整備されました。今後も同会との連携をより一層推進し、子育て支援や医療・健康の充実を図ります。

また、令和6年度以降においては、子育て支援の中心的役割を果たしている「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」と「子育て世代包括支援センター（母子保健）」を見直し、新たに「子ども家庭センター」を設置することで、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う体制を整えていきます。

第5次総合計画においては、「仕事と子育ての両立」と「子育て世代の経済的な負担軽減とサービスの充実」を重点施策とし、「妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援」の実現を目指し、18歳までの子ども医療費無料化及び垂水市内の医療機関における窓口負担の撤廃、幼児教育無料化に伴う保育料助成、小中学校の給食費無料化等を行ってきましたが、今後も引き続き事業実施に努めます。

◎仕事と子育ての両立

結婚・子育ての希望をかなえるためには、女性が出産・育児をしながら働き続けることを可能とする職場環境の整備を図ることが必要です。そのため、本市においては、子育て中の隙間時間を活用することで、育児と仕事を両立するとともにデジタル人材の育成に寄与するため、令和5年度、6年度に子育て世代のテレワーカー育成講座を開催いたしました。今後も子育て世代が働きやすい環境の実現とワークライフバランスの推進を目指します。

また、ファミリー・サポートセンター事業（※子育て援助活動支援事業）や放課後児童クラブ、特別保育事業等に継続して取り組むほか、病児保育事業について検討する等、子育てと仕事の両立支援に努めます。

◎教育環境の充実

子どもたちや教職員の力を最大限に引き出すGIGAスクール構想関連事業については、これから垂水市を担う子どもたちのため、1人1台タブレット端末や高速大容量の通信ネットワークの整備といった教育ICT（情報通信技術）環境を実現するなど、先進的な取り組みを行いましたが、今後も引き続き、ICT技術を活用した教育環境の充実を図ります。

この他にも、支援や保護を要する保護者や子どもに寄り添った施策の展開や、垂水高校振興の他、今後の学校の在り方について検討するなど、教育環境の充実に努めます。

《他の基本目標との連携》

他の基本目標に位置付けられている事業等との連携を図り、本基本目標が、より高い実効性をもって推進されることを目指します。

○基本目標2 人の流れをつくる

基本的方向1 垂水市への移住定住の推進／(1) 移住定住の推進

・住宅リフォーム促進事業

市民の皆さんのが所有する住宅のリフォーム工事に対し、補助金を交付することで、子育て世代の経済負担に対する支援を行います。

※空き家リフォーム促進事業についても同様の取組を推進します。

(2) 若者の就学・就業による垂水市への定着の推進

・「たるたる奨学金」事業

経済的理由により、高校や大学への修学が困難な者に対して就学支援を行います。

基本的方向2 魅力的な観光資源を生かした多様な交流の推進

・商工関連イベント支援事業

商工会主催の婚活イベント「出会い系いな垂水」の開催や新たなイベントの企画について支援を行う等、結婚を希望する人達の出会いの場を創出することで、未婚率の改善を図ります。

・瀬戸口藤吉翁顕彰事業

本市の偉人、瀬戸口藤吉翁の顕彰行事等を通して、多くの子どもが吹奏楽の魅力に触れる機会を創出することで、ふるさと垂水を愛する子どもの育成に努めます。

・錦江湾マリンフェスタinたるみず

イベントを通して、多くの子どもが本市の豊富な自然を体感できるマリンスポーツの魅力に触れる機会を創出することで、ふるさと垂水を愛する子どもの育成に努めます。

・かごしま国体開催を契機とした「フェンシングのまちづくり」事業

フェンシング競技の普及発展に向けた取組を推進し、フェンシングの魅力に触れる機会を創出することで、ふるさと垂水を愛する子どもの育成に努めます。

○基本目標4 魅力的な地域をつくる

基本的方向2 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保／(1)質の高い暮らしのためのまちの機能の充実

・市立図書館運営事業

市立図書館の適切な運営を通じ、育児関連の書籍や絵本、児童書、一般書籍等の拡充に努め、児童・生徒の豊かな心を育むよう努めます。

・文化振興事業

各種文化事業の開催により芸術文化に触れる機会を提供することで、児童・生徒の豊かな心を育むよう努めます。

・スポーツ施設管理運営事業、スポーツ団体等支援事業、コミュニティスポーツ事業

市スポーツ施設の活用やスポーツ少年団の活動支援、地区公民館を単位としたスポーツを通じた交流の推進等を通して、児童・生徒の健全な体と心の育成に努めます。

我が国の出生数の減少は予想を上回るペースで進んでおり、人口構造の変化による地域活力の低下が懸念されます。このような状況においては、様々な分野において、地域の個性を生かしつつ、効率的に魅力あふれる地域づくりを実現することが重要だと考えます。

◎広域連携の推進

本市は、鹿児島県本土のほぼ中央に位置し、県都鹿児島市と大隅半島を結ぶ玄関口で、鹿児島のシンボルである桜島に隣接しています。観光振興、産業振興、医療・福祉対策など、市単独での課題解決が難しい政策を推進するために、地理的優位性を生かし、近隣自治体や県内の大学等との連携を図っていくよう努めます。

例えば、令和7年に本市にある鹿児島大学農学部附属高隈演習林に開設が予定されている鹿児島県の林業大学校について、県と連携を図ります。

◎質の高い暮らしのためのまちの機能の充実

幸福度(Well-being)の視点を大切にした地域づくりを進めるため、様々な面における環境整備を推進し、「住みよい垂水」の実現に努めます。

具体的には、デジタルインフラの整備によるデジタル機器を利用しやすい環境の構築や、生涯学習施設、芸術文化振興施設、スポーツ施設等の適切な管理運営に努め、地域住民が心豊かに過ごすことができる環境の整備を目指します。

また、買い物や通院等に利用するための十分な移動手段が確保されていないことから、交通ネットワーク等の整備を検討し、移動手段を持たない高齢者を始めとする市民の皆さんの交通手段を確保し、暮らしやすいまちづくりを推進するよう努めます。

◎地域資源を生かした個性あふれる地域の形成

人口減少や高齢化等により地域の担い手が不足することに伴い、地域コミュニティの活力が失われつつあるという現状をふまえ、本市では、地域振興計画として市内9つの地域拠点地区において、地域住民自らが地域の将来像を盛り込んだまちづくり計画を進めています。

引き続き、それぞれの地域の特性を生かし、地域の魅力を高めるとともに、人と人とのふれあいやふるさとへの愛着を持ち続け、住み続けたいと思えるまちづくりを推進します。

また、地域資源を生かしたエネルギー地産地消のための取組を推進するほか、脱炭素化への円滑な移行など、地域の持続性を高めるための取り組みを推進するよう努めます。

◎安心して暮らすことができるまちづくり

計画的なインフラ整備や実効性の高い防災訓練等、災害に備えたまちづくりを推進するほか、医療・介護の切れ目のないサービス提供や在宅福祉サービスの充実、たるみず元気プロジェクトや地域包括ケアシステムの推進等により、高齢者や障がい者を含む全ての市民の皆さんに、いつまでも安心して、住み慣れた地域で暮らし続けられるまちを目指します。

また、本市においては、第一次産業や介護職の担い手として、技能実習生等の外国人が多く求められていることから、「垂水市多文化共生まちづくりコーディネーター（※専門的見地からアドバイスを行うもの。）」を設置し、多様で寛容性のあるまちづくりを目指します。

《他の基本目標との連携》

他の基本目標に位置付けられている事業等との連携を図り、本基本目標が、より高い実効性をもって推進されることを目指します。

○基本目標2 人の流れをつくる

基本的方向1 垂水市への移住定住の推進／(1) 移住定住の推進

- ・住宅リフォーム促進事業、公営住宅維持管理事業

市民の皆さんのが所有する住宅のリフォーム工事に対して補助金の交付を行うとともに、適正に公営住宅の建て替えを行うことで、快適な住環境の整備等を図ります。

基本的方向2 魅力的な観光資源を生かした多様な交流の推進

- ・垂水市イメージアップ事業

本市が持つ様々な魅力を広くPR（※広報すること）し、垂水市に対する愛情や誇りを高めて、本市の魅力向上を図ります。

- ・道の駅活性化事業、森の駅活性化事業

本市の観光拠点である施設の活性化に努めることで、魅力ある地域の形成に努めます。

- ・高峰公園整備事業、垂水千本イチョウ園整備事業

本市の観光スポットである施設の整備に努めることで、魅力ある地域の形成に努めます。

- ・瀬戸口藤吉翁顕彰事業

本市の偉人、行進曲の父といわれる瀬戸口藤吉翁の顕彰行事等を通して、魅力ある地域の形成に努めます。

- ・錦江湾マリンフェスタinたるみず

イベントを通して本市の地域資源のPRに努め、魅力ある地域の形成に努めます。

- ・かごしま国体開催を契機とした「フェンシングのまちづくり」事業

国体開催を契機に行ったフェンシング競技の普及発展に向けた取組を推進することで、スポーツを軸とした魅力ある地域の形成に努めます。

○基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本的方向2 教育環境の充実

- ・垂水高校振興対策事業

県立垂水高校をまちづくりの根幹とし、その存続及び振興・発展を支援することで、教育と一体となった地域の魅力創出に努めます。

- ・ふるさと垂水推進事業

各小・中学校の総合的な学習の時間を「ふるさと垂水」と定め、ふるさとに学び、知り、誇りにする学習活動を展開することで、魅力ある地域の実現を目指す人材の育成を図ります。

- ・垂水おもてなし隊事業

活動を通して、垂水の自然や観光、歴史などを学ぶことで、魅力ある地域の実現を目指す人材の育成を図ります。

第3部 前期基本計画

(1) 基本計画の趣旨と計画期間

基本計画は、基本構想に示すまちづくりの目標を具現化するために必要な政策を体系的に定めたものとなります。

計画期間は、令和7年（2025年）を初年度とし、前期の期間を5年間、後期の期間を5年間とし、5年ごとに見直しを行うものとします。



(2) 成果指標の設定

第5次総合計画においては、9つの政策とまちづくりの進め方、3つの重点プロジェクトについて、その達成度を測るために参考指標を設定し、評価してきました。

第6次総合計画兼第3期総合戦略では、4つの基本目標毎に定められた8つの基本的方向毎に、成果指標を設定します。

(3) 計画の推進に向けて

まちの将来像の実現に向け本計画の実効性を高めるには、実施計画を策定し、より具体的な個別計画や事務事業計画に基づき確実に進めていく必要があります。

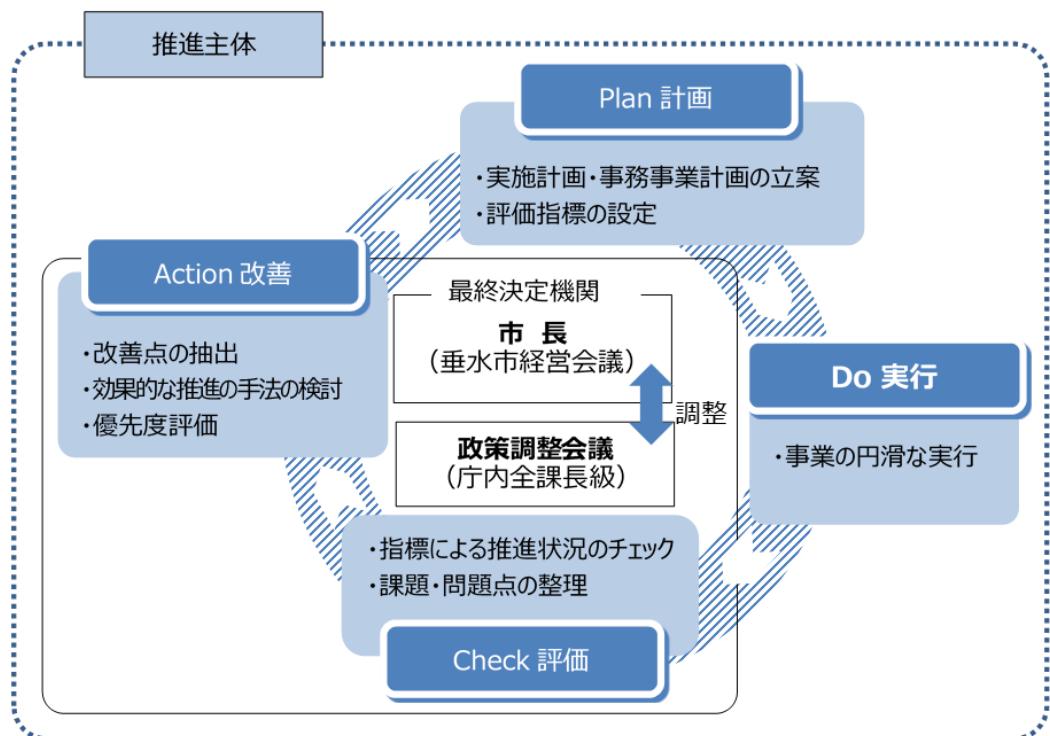
1) 計画の進捗管理

本計画は、Plan（計画する）、Do（実行する）、Check（評価する）、Action（改善する）の頭文字をとったPDCAサイクルと呼ばれる手法により、進捗を管理します。

具体的には、計画の進捗状況を、成果指標や地域住民による行政評価結果を用いて評価・検証するとともに、より効果的に政策を展開するための手段（取組や事業）を改善するサイクルを継続的に繰り返すことで、効率的により大きな成果をあげられるように取り組みます。

2) 計画の推進体制

主に、推進状況の確認（Check）、効果的な推進の手法の検討（Action）、優先度評価（推進に向けた予算の重点的な配分など）については、政策調整会議での企画・調整を経て、垂水市経営会議において審議し、決定します。



(4) 基本目標毎の政策展開

以下、基本目標ごとに定められた基本的方向ごとに、考え方や具体的な施策等について記載していきます。

◎施策や事業の位置づけ

第2部でも触れたとおり、第5次総合計画の基本目標ごとに位置付けられていた各施策や事業について、その性質や目的を考慮し、第6次総合計画兼第3期総合戦略で設定した基本目標毎に、改めて位置づけを行いました。また、次期計画においては、課題を解決し、基本目標を達成するために新たな施策や事業の設定を行いましたが、新たな事業等についても、性質や目的を考慮のうえ、各基本目標への位置づけを行いました。

◎記載について

第6次総合計画兼第3期総合戦略の基本目標を設定するに際し、第5次総合計画の検証を行いましたが、その中で、各施策や事業について行った現状把握や課題の整理について総括し、基本目標毎に「現状と課題」として記載することとします。

また、第5次総合計画の総括で行った、各事業の次期計画における目標や、次の計画期間における事業展開の方向性等について総括し、基本目標毎に「目指す姿」として記載します。

次に、各施策や事業に関連するSDGsゴールについて記載します。

次に、「主な政策展開」として、基本目標毎に展開する主な施策や事業の概要について記載します。

次に、「関連する個別計画」を記載します。

第6次総合計画兼第3期総合戦略においては、本市が目指す将来像を実現するために必要なまちづくりの視点として、「市民主体／自ら考え共に行動します」を掲げており、また、まちづくりの進め方として、「市民と行政の協働によるまちづくり」を掲げています。このようなことから、第6次総合計画兼第3期総合戦略の策定に際して、外部審議員や、市民説明会の場を設定し、基本目標毎に、将来像の実現のために市民の皆さんを中心となって協力できることを検討していただきました。この検討内容について、「みんなが協力できること」として記載することとします。

次に、「目標・成果指標」について記載します。基本目標に位置付けられた全ての事業については、それぞれの事業の進捗状況について検証するために、重要業績評価指標（KPI）**補足1**を設定し、成果を重視した施策や事業を展開することとします。その中から、各基本目標を達成するために有効だと考えられるKPIを抽出して、基本目標における「目標・成果指標」として設定することとします。

補足1KPI（重要業績評価指標）

目標達成までの過程における達成状況を確認するための指標のこと。

1 地域の特性に応じた産業の振興

現状と課題

◎農林業

○管理者不明による農地の荒廃化が進んでいます。

- ・荒廃化が進み、隣接農地及び周辺地域へ影響を及ぼしています。

○有害鳥獣の被害が多く寄せられています。

◎水産業

○基幹産業であるカンパチ・ブリの養殖業についての課題があります。

- ・長期にわたり低迷していた魚価が徐々に回復傾向にあるものの、物価高騰等により、依然として経営状況は厳しい環境下にあります。
- ・国内外において家庭向け商品の構成の拡充を図る必要があります。
- ・安定した生産を確保するためには人工種苗の導入が必要ですが、導入に関する課題があります。

◎商工業

○新型コロナ及び物価高騰等の影響を受けた事業者への様々な支援を図る必要があります。

目指す姿

◎農林業

○農業所得の向上を図ります。

- ・デジタル技術等新しい技術の導入や、消費者ニーズを的確に把握した6次産業化を支援することで農産物の高付加価値化を推進します。

○経営の安定化を図ります。

- ・生産資材等の高騰に対する支援を行います。

○農地の集積・集約化や降灰対策に努めます。

○有害鳥獣対策等に引き続き取り組みます。

○農作物の生産率の向上や農村の環境保全を図ります。

- ・農業用施設（農道、ため池等）の整備を推進します。

○林業生産基盤の整備を促進します。

- ・間伐等の森林整備や林道の整備を推進します。

◎水産業

○漁業所得の向上を図ります。

- ・デジタル技術等新しい技術の導入や、消費者ニーズを的確に把握した6次産業化を支援することで水産物の高付加価値化を推進します。
- ・フィレ・ロイン等の1次加工に留めず、味付けなどを施した2次加工製品の商品化を行う取組を支援します。
- ・販路拡大の支援に取り組みます。

○経営の安定化を図ります。

- ・資材・燃油等の高騰に対する支援を行います。

○人工種苗について、生産率の安定化や養殖技術の共通化を図ります。

- ・トレーサビリティ（その製品がいつ、どこで、だれによって作られたのか分かる仕組みのこと）の確立、各種の認定取得等を推進します。

○垂水市漁協、牛根漁協の施設について、適切な管理に努めます。

- ・水産業を支える観点から、施設の維持管理に努めるとともに、機能の更新についても検討を行っていきます。

◎商工業

○地域経済並びに商工業の活性化を図ります。

- ・商工会が行うプレミアム付商品券発行事業に対して補助を行います。
- ・これまで以上に市内事業者との連携を図りながら、ふるさと納税返礼品の開発を支援します。

関連する SDGs ゴール



主な施策の展開

①ふるさと納税制度事業 【企画政策課】

多くの方からふるさと納税寄附金をいただき、垂水市の財源確保と市内事業者の商工業の発展を図ります。

②経営所得安定対策事業 【農林課】

水田を利用して、麦や大豆等の本格的な生産を目指すとともに、高収益作物の定着等を支援します。

③6次産業化及び企業農業創出事業 【農林課】

地域資源を活用した6次産業化等、消費者ニーズを的確に把握した農産物の高付加価値化を進めるとともに、地域産業の活性化、雇用の拡大及び農業者の所得向上を図ります。

④農業振興地域整備計画 【農林課】

法律に基づき農業振興地域整備計画を定め、計画に基づき、農業振興地域の発展を図ります。

⑤農業経営収入保険事業 【農林課】

被災後も営農できるように国が推進している収入保険について、保険料の一部を助成します。

⑥活動火山周辺地域防災営農対策事業 【農林課】

桜島の降灰等による農作物等への被害を軽減・防止するため、被覆施設や洗浄施設の整備を行い、農業者の経営安定を図ります。

⑦畜産業経営安定化関連事業 【農林課】

担い手の育成確保を図りながら、草地や畜舎等の生産基盤の整備、優良家畜の改良増殖など、総合的な施策の展開により、生産性の高い畜産経営を目指します。また、家畜衛生対策の推進による、悪性家畜伝染病の発生防止や蔓延防止事業を図ることで、畜産経営の安定化を目指します。

⑧有害鳥獣被害対策事業・有害鳥獣捕獲事業 【農林課】

電気柵等の被害防止施設の整備や、銃器やわな等による捕獲を行うため獣友会への各種支援を行い、鳥獣被害の防止・軽減を図ります。

⑨全国和牛能力共進会に向けての取り組みについて 【農林課】

肉用牛の改良推進や、生産基盤の維持・拡大やブランド力の向上を図るために、関係機関と連携し、全国和牛能力共進会への計画的な農家支援を行います。

⑩垂水市農業生き生き支援事業 【農林課】

農業従事者の高齢化等による労働力不足へ対応し、農業経営の安定化や、作業の効率化・省力化を図るため、新しい技術の導入に努めます。

⑪間伐実施事業 【農林課】

樹木の成長を図るため、密集している樹木の一部を伐採します。また、作業効率を高めるため、林道等の整備を行います。

⑫水産振興支援事業（6次産業化・新商品開発・販路拡大支援等）【水産商工観光課】

6次産業化による付加価値の高い商品づくりを行う事業者に対して補助を行います。また、垂水市漁協及び牛根漁協が実施する販路拡大事業への支援や、魚食普及のための活動を支援します。

⑬人工種苗購入事業 【水産商工観光課】

カンパチ・ブリの人工種苗購入に対して助成を行い、安定した生産を目指します。

⑭種子島周辺漁業対策事業 【水産商工観光課】

垂水市漁協、牛根漁協の施設を維持するための対策や、機能の更新のための対策を行っていきます。

⑮県営漁港事業整備負担金 【水産商工観光課】

県指定漁港である牛根麓漁港・海潟漁港・境漁港等の施設整備のため、適切な事務を行っていきます。

⑯特産品販路拡大支援事業 【水産商工観光課】

市外物産展や委託事業等において、様々な方法で市特産品のPRを行います。

⑰プレミアム付商品券発行事業 【水産商工観光課】

商工会が行うプレミアム付商品券発行事業に対して補助を行い、地域経済並びに商工業の活性化を図ります。

関連する個別計画

- ・防災営農施設整備計画（活動火山周辺地域防災営農対策事業）
- ・鳥獣被害防止計画（有害鳥獣被害対策事業）
- ・中山間地域等直接支払事業・過疎地域自立促進計画（農業用施設管理事業・多面的機能支払交付金事業）
- ・過疎地域自立促進計画（県営漁港事業整備負担金・特産品販路拡大支援事業・プレミアム付商品券発行事業）

みんなが協力できること

- ・市内店舗の利用や地場産品の消費を行います。
- ・垂水市の農産物や水産物の消費はもちろん、それらを扱う飲食店を積極的に利用します。
- ・販路拡大のため、首都圏へのイベント参加を推進します。
- ・イベント出店への新規参加者を求め、声掛けを行います。
- ・「贈答用」の品物も市内の商品を選びます。
- ・垂水の美味しい食材や水、温泉などの魅力について、SNSを活用して情報発信を行います。
- ・カンパチをSNS等を利用して国外に広めます。（垂水高校提案）
- ・みんなで魚のおいしい食べ方を考えます。（垂水高校提案）
- ・フィッシュシャリーガールによる解体ショーをSNSで発信します。（垂水高校提案）
- ・地域のこもんそ商品券を使います。（垂水高校提案）

目標・成果指標

■市民満足度の点数 3.2以上

事業や施策の推進を通じて、令和10年度に実施する市民満足度調査において、本基本的方向の評価が3.2以上を目指します。

■ふるさと納税寄附額 10億円以上の寄附額の維持

ふるさと納税の寄附額について、令和元年以降毎年10億円を超える寄附額をいただいており、貴重な財源確保と商工業の発展に寄与しているものと考えます。このことから、最低でも10億円以上を確保することを目指します。

■水田利用率 70%以上を維持

農家の経営所得安定化のため、水田利用率の現状維持を図ります。

■農作物6次産業化事業件数 累計5件（年1件×5年間）

市内で生産された農作物による新たな加工品を開発し、その加工から販売までを行う6次産業化に資する取組を支援します。

■農業振興地域における農用地区域面積 1,049haの維持

農地の適正管理により農用地区域面積の現状維持を図ります。

■農地中間管理権の設定面積（バンクの貸付面積） 令和11年の設定面積：180ha

農地中間管理事業を活用した農地集積を推進します。

■水産物商品開発 累計5商品（毎年1つの商品を開発×5年間）

水産業において、新たな販路を拡大するため、新商品開発に取り組みます。

■人工種苗の購入尾数 累計 75 万尾（15 万尾×5 年）

人工種苗を購入することで、カンパチ・ブリの生産安定化を図ります。

■特産品販路拡大支援事業関連事業数 年 10 事業の維持

市外物産展や委託事業等、様々な方法で市特産品の P R を行います。

2 安心して働ける環境の実現

(1) 地域産業の担い手の確保・育成

現状と課題

◎農林業

○高齢化や後継者不足等による担い手不足が課題になっています。

- ・農業就業者数が減少しており、経営面積も減少しています。また、鳥獣被害対策についても、獣友会員の高齢化や担い手不足が課題となっています。

◎水産業

○高齢化や後継者不足等による担い手不足が課題になっています。

◎商工業

○商工業の振興を図る必要があります。

- ・市商工会への運営補助や、商工業者への効果的な支援等を検討する必要があります。

目指す姿

◎農林業

○農産物の高付加価値化を推進します。

- ・農業経営改善計画や地域計画に基づき、経営の安定化や効率化等にむけた取組を推進します。
- ・デジタル技術等新しい技術の導入に努めます。
- ・消費者ニーズを的確に把握した6次産業化の支援に取り組みます。

○経営面積の確保に努めます。

- ・農地の集積・集約化を推進します。
- ・降灰対策に努めます。
- ・有害鳥獣対策を推進します。

○担い手の確保を目指します。

- ・各種補助事業による生活支援や指導農業士等による営農指導を推進します。
- ・集落営農団体の設立・育成を支援します。
- ・市公式WEB（※市の情報が掲載されたホームページ）やLINE等を活用し、本市を支える農林業の意義を効果的に発信することで、農林業への関心を高めるよう努めます。

◎水産業

○更なる経営基盤の安定化や効率化を図ります。

- ・大手企業や海外市場との取引を見据えた経営基盤の安定化や効率化を図ります。

○担い手の確保を目指します。

- ・デジタル技術等新しい技術の導入や6次産業化等水産物の高付加価値化により、経営の安定化や効率化等を図ることで水産業の魅力を高めます。
- ・市公式WEB等を活用し、本市を支える水産業の意義を効果的に発信することで、水産業への関心を高めるよう努めます。

◎商工業

○商工業の振興を図ります。

- ・起業・創業を目指す方々に対して支援を行う等、市商工会や商工業者へ支援を行うことで、商工業の振興を図ります。
- ・市公式WEB等を活用した効果的な情報発信を行うことで、商工業への関心を高めるよう努めます。

関連する SDGs ゴール



主な施策の展開

①共生・協働のむらづくり運動事業 【農林課】

集落営農団体の設立・育成を支援し、農村集落の再生やむらづくりの維持・発展を図ります。また、市公式WEBを活用した情報発信により、地域の担い手による農村集落の再生に取り組みます。

②担い手育成推進活動支援事業 【農林課】

新規就農者や、農業への参入を希望する企業等、意欲ある多様な農業者の、効率的かつ安定的な農業経営の確保や育成を行っていきます。

③新規就農支援事業 【農林課】

国や市の事業により、新規就農者の営農を支援し、将来担い手となる農業者の確保及び育成に取り組みます。

④農地の利用集積 【農業委員会】

地域内に分散した農地の集約や農地の有効活用を図るとともに、耕作放棄地の発生を抑制するため、農地中間管理機構を通じた農地の貸借を推進します。

⑤耕作放棄地解消事業 【農業委員会】

耕作放棄地について、農業委員自らが手本となって農地の再生から作物栽培・収穫まで行った後、地域の担い手農家等へ引き継ぎ、農地集積に繋げます。また、市内児童等を対象とした農作業体験を行い、農業への関心向上の機会を提供します。

⑥水産振興資金貸付金 【水産商工観光課】

垂水市漁協、牛根漁協に低金利で資金貸付を行うことで、両漁協の経営の安定化を図ります。

⑦商工業活性化支援事業 【水産商工観光課】

商工会の運営補助や、商工業者への支援を行うことで、市内の商工業の振興を図ります。また、それらの取組について、WEBやSNS等を活用した効果的な周知に努めます。

みんなが協力できること

- ・近年若者の仕事の選び方として、「収入を重視する」又は「目的や意義を重視する」に二極化しているため、若者のニーズに合った働き方を目指します。
- ・働き手のモチベーション向上のため、企業理念を周知し、一丸となって仕事に励みます。

目標・成果指標

■市民満足度の点数 3.2 以上

事業や施策の推進を通じて、令和10年度に実施する市民満足度調査において、本基本的方向の評価3.2以上を目指します。

■集落営農団体の設立に関する研修会の実施回数 累計5回（年1回×5年間）

農業分野における担い手不足の解消を図るとともに、むらづくりの維持・発展を図ります。

■認定農業者数 累計5人（年1人×5年間）

青年等就農計画の終期を迎える認定新規就農者が経営改善を図れるよう、経営改善計画の作成を促進し、年間1人を目標に認定農業者への円滑な移行を推進します。

■認定新規就農者数 累計 10 人（年 2 人×5 年間）

市内外から年間 2 名以上の青年等新規就農者を安定的かつ計画的に確保するため、就農相談から経営定着の段階まできめ細かな支援に努めます。

■モデル地区耕作放棄地再生面積 累計 5,000 m²（年 1,000 m²×5 年間）

農業委員が毎年 1,000 m²の耕作放棄地を農地として再生し、農地集積に繋げます。

■垂水・牛根漁協連絡協議会の開催 累計 5 回以上（年 1 回×5 年間）

垂水市漁協、牛根漁協との連絡協議会を年 1 回以上開催し、漁協の経営安定を目指します。

(2) 新たな雇用の創出

現状と課題

○企業誘致を行っていますが、近年は企業の進出にまで至っていないのが現状です。

- 本市では鹿児島県の工業用地に登録を行う等、積極的に企業誘致に取り組んでいるところですが、年間数件の立地相談はあるものの、近年は企業の進出にまでは至っていないのが現状です。

○新しい官民連携の形について模索する必要があります。

- 新たな雇用の創出を目指すとともに、地域課題の解決を図るために行政の力だけでなく、民間活力をより積極的に活用することが求められます。

目指す姿

○引き続き積極的な誘致活動を進め、地域経済の活性化と新たな雇用創出を図ります。

- 各種助成制度の拡充について検討する等、本市に進出を検討している企業のニーズに合致した体制整備を図ります。

○指定管理業者との連携を推進します。

- 宮脇海岸公園の維持管理を行うために導入された指定管理者制度において、指定管理業者から自主事業が提案されています。この自主事業の展開に伴い、宮脇海岸公園が、地元の食や野菜を販売するなど地域資源を活用する新たな「稼ぐ力」の拠点となることで、さらなる人の流れを生み出し、周辺地域に新たなテナントの出店を生み出す等の相乗効果の創出が期待されることから、指定管理業者との連携を推進し、上記効果の実現を図ります。

関連する SDGs ゴール



主な施策の展開

①雇用創出関連事業 【企画政策課】

企業誘致の促進、既進出企業への補助金や課税特例等の支援などのフォローアップ（※強化を目指した対応をすること）により、市内での就業機会の確保を図ります。

②宮脇海岸公園における官民連携事業 【土木課】

宮脇海岸公園の維持管理を行うために導入された指定管理者制度において、指定管理業者と連携し、指定管理業者から提案された自主事業の展開を支援いたします。

みんなが協力できること

- ・農福連携事業（障がい者が農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。）に取組めるよう知識を深めます。
- ・観光業をはじめとして、新しい産業・サービスを考えます。
- ・農村キャンプや漁業体験などの体験型産業について考えます。

関連する個別計画

- ・過疎地域自立支援計画（宮脇海岸公園における官民連携事業）

目標・成果指標

■市民満足度の点数 3.1 以上

事業や施策の推進を通じて、令和 10 年度に実施する市民満足度調査において、本基本的方向の評価 3.1 以上を目指します。

■創業、企業誘致相談件数 累計 15 件（年 3 件 × 5 回）

創業・立地意向のある企業へのアプローチ（※接触すること）により、市内での雇用創出につなげます。

■宮脇海岸公園における指定管理の実施 1箇所（令和 6 年度から 8 年度まで）

令和 6 年度から 3 年間、宮脇公園の指定管理を実施し、指定管理者提案の自主事業に対する支援等について検討します。

1 垂水市への移住定住の推進

(1) 移住定住の推進

現状と課題

○住環境の整備をする必要があります。

- ・U I J ターン^{補足 1}等による移住定住希望者に対して、受け皿となる住環境を整備する必要があります。

目指す姿

○住環境の整備を図ります。

- ・空き家や地域住民が所有する住宅のリフォーム工事に対して補助金を交付します。
- ・管理不全空家や危険家屋の除却等空き家の適切な管理を推進します。
- ・定住促進住宅を始めとする公営住宅については、垂水市公営住宅等長寿命化計画に基づき適正な管理に努めます。

○その他の取り組み

- ・本市の認知度を高めるために、本市が有する自然・食・文化等のPR活動を積極的に発信するとともに、移住に対する相談窓口を設けるなど、希望者が安心して移住できる体制を整備します。

関連する SDGs ゴール



補足 1 U I J ターン

- ・Uターン…生まれ育った地元から別地域へ移り住み、再び地元へ帰ってくこと。
- ・Iターン…生まれ育った地元から別な地域に移住すること。
- ・Jターン…生まれ育った地元から別地域に移り住み、その後地元へ近い地方都市へ移り住むこと。

主な施策の展開

①空家等対策 【市民課】

「垂水市空家等対策計画」を基に、利活用の推進や危険家屋の除却を行う等、適切な空き家等の管理を推進します。

②都市計画関連事業 【土木課】

都市の健全な発展へと誘導する為、都市づくりの目標や土地利用、都市施設の整備等についての方針を明らかにし、また、その取り組みを進めます。また、都市計画区域マスタープラン（※基本計画のこと）の見直しを行います。

③住宅リフォーム促進事業 【土木課】

地域住民が所有する住宅やリフォーム工事に対し、補助金を交付することで、快適な住環境の整備等の推進と地域経済の活性化や子育て支援を図ります。

※基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる/基本的方向1 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備／(1)結婚、出産、子育ての支援に位置づけられる「移住定住促進事業」の一つ、空き家リフォーム促進事業では、空き家のリフォーム工事に対し補助金を交付することで、快適な住環境の整備等の推進と地域経済の活性化や子育て支援を図ります。

④公営住宅維持管理事業 【土木課】

垂水市公営住宅等長寿命化計画に基づき、適正に公営住宅の維持・建て替えを行います。

関連する個別計画

- ・過疎地域自立促進計画（都市計画関連事業）
- ・垂水市公営住宅等長寿命化計画（公営住宅維持管理事業）
- ・垂水市空家等対策計画

みんなが協力できること

- ・空き家情報の収集・蓄積に努めます。
- ・SNSを活用し、移住者へ対し、リフォーム促進事業等の情報発信に努めます。
- ・自分の特技や趣味がいかせるようなことを考え、市外の人へ向け、一緒になって取り組んでいけるよう呼びかけ、移住定住へ結びつくよう努めます。
- ・移住者を歓迎し、地域の魅力を伝えることで、住みやすいまちと感じてもらえるよう努めます。
- ・地域コミュニティ等において、移住者へごみの分別等の市のルールや暮らしのノウハウについて伝え、地域のマンパワーを活用して理解してもらうよう努めます。

目標・成果指標

■市民満足度の点数 3.0 以上

事業や施策の推進を通じて、令和 10 年度に実施する市民満足度調査において、本基本的方向の評価が 3.0 以上を目指します。

■空家等対策ワーキンググループ会議の開催 累計 15 件（年 3 回 × 5 年）

空き家対策については、利活用、危険家屋の除去、草木の撤去等、取り扱う内容等によって関係部署が異なることから、各担当者で構成する空家等対策ワーキンググループ会議を定期的に開催することで連携を図ります。

■住宅リフォーム申請件数

一般世帯：累計 150 件（年 30 件 × 5 年） 子育て世帯：累計 25 件（年 5 件 × 5 年）

住宅リフォームに係る申請件数について、年間 35 件(一般世帯：30 件 子育て世帯：5 件)を目指します。

(2) 若者の就学・就業による垂水市への定着の推進

現状と課題

○若者の流出が課題です。

- 本市への就学や就業を推進し、定着へと繋げる仕組みの構築が求められています。

目指す姿

○就学に関する経済的な支援を行います。

- 経済的理由により、高校や大学への修学が困難な者に対して就学支援を行うことで、市内への定住を促進し、若者の市外流出を抑制します。
- 市公式WEBやSNS等を活用し、本制度に関する周知にも努めます。

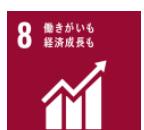
○高校・大学等の教育機関や地元民間企業との連携を図ります。

- 本市と包括連携協定を締結している大学の学生に、本市を魅力ある雇用の場として認識を持ってもらうための契機を創出することで、市外からの就労へとつなげます。

○就業体験事業を実施します。

- 垂水市役所においても、一般業務や保健業務における就業体験を受け入れ、学生の就業意識の向上を図るとともに、自らの適性を考える機会を提供することで、将来的な職員の確保に繋げていきます。

関連する SDGs ゴール



主な施策の展開

①垂水市就業体験事業 【企画政策課】

垂水市役所での就労を意識する契機を提供するために、垂水市役所に学生の受け入れを行い、庁内業務や市施設の見学、職員との意見交換等を行います。

また、WEB申込、WEBサイト運用を行うことで、対象者への周知強化と申込時の負担軽減も図ります。

②垂水市地域若者「就地」拡大プロジェクト事業 【企画政策課】

大学等の教育機関及び地元事業者と連携し、市外在住の若者の地元事業者への就労と垂水市への定着を図ります。また、市内中学校、高等学校と連携し、市内在住の若者の地元企業への就労と垂水市への定着を図ります。

③垂水市保健業務インターンシップ事業 【保健課】

充実した体験プログラムと参加支援を行うことで、学生が参加しやすい環境を整えます。また、WEB申込、WEBサイト運用を行うことで、対象者への周知強化と申込時の負担軽減も図ります。

④「たるたる奨学金」事業 【学校教育課】

本市在住者の子どもの学習機会を保障するとともに、卒業後の返還期間内に本市在住の場合は、返還を免除し、本市への定住意欲を高めます。

関連する個別計画

- ・健康たるみず21（垂水市保健業務インターンシップ事業）

みんなが協力できること

- ・地元中学校、高等学校の就業体験を受け入れます。
- ・自分の仕事の内容や魅力について、市内の中学生や高校生に伝えるよう努めます。

目標・成果指標

■市民満足度の点数 3.1 以上

事業や施策の推進を通じて、令和10年度に実施する市民満足度調査において、本基本的方向の評価が3.1以上を目指します。

■垂水市就業体験累計参加者数 5名（年1名×5年）

充実したプログラム（※体験内容のこと）と参加支援策を通じて、インターンシップ参加者の確保に努め、本市のイメージアップ及び人材確保に繋げます。

■垂水市地域若者「就地」拡大プロジェクトによる雇用創出数 累計5人（年1名×5年）

市内外から年間1人の就労者数を目指し、市外在住の若者の流入を図るとともに、市内在住の若者の市外への流出抑制を図ります。

■垂水市保健業務インターンシップ累計参加者数 50名（年10名×5年）

充実した体験プログラムと参加支援策を通じて、インターンシップ参加者の確保に努め、本市のイメージアップ及び人材確保に繋げます。

■奨学資金申請者数 累計 75人（年15名×5年）

本事業への申請者数年間15人を目指し、学習機会の保障を図ります。

2 魅力的な観光資源を生かした多様な交流の推進

現状と課題

○観光振興を推進し、本市への人の流れを創出することが求められています。

- ・本市の魅力的な観光資源を活用し、引き続き交流人口・関係人口の増加に努めることが求められています。

目指す姿

○交流人口・関係人口の増加に努めます。

- ・「道の駅たるみず」、「森の駅たるみず」、「道の駅たるみずはまびら」の3つの観光拠点を中心に、桜島・錦江湾ジオパークや日本遺産、千本イチョウや高峯公園等の魅力ある観光資源を活用することで、周遊性を生かした観光メニューの開発やプロモーション（※広く知ってもらうこと）を行い、さらなる観光振興に努めます。
- ・ふれあいフェスタ夏祭りや秋の産業祭等のイベントについても、適切な支援を行い、継続して実施することで、交流人口や関係人口の創出・拡大や地域活性化に努めます。
- ・教育旅行やスポーツ合宿、ワーケーションについても、関係機関と連携し、積極的なPR等による誘致を行うとともに、中長期的に受入を行っている団体の満足度が下がることのないよう努める等、交流人口と関係人口の創出・増加に努めます。
- ・2023年開催のかごしま国体を契機として行っているフェンシング競技の普及発展を継続して行うことで、交流人口や関係人口の創出・拡大に努めます。

○本市の魅力向上に努めます。

- ・「道の駅たるみず」、「森の駅たるみず」、「道の駅たるみずはまびら」の3つの拠点について、官民連携によるPFI事業や指定管理者制度を活用し、適切な運営と維持管理に努めます。
- ・公園施設の維持管理についても適切に行い、本市の魅力向上に努めます。

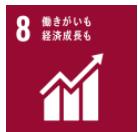
○観光振興に努めます。

- ・市や地元金融機関、観光協会、事業所等が一体となり、経営的視点をもって観光振興に取り組みます。

○情報発信に努めます。

- ・観光資源や地域資源、取り組み等について、本市の公式イメージキャラクター「たるたる」や、広報誌や市公式WEB、市公式LINEやインスタグラム等のSNS等の広報媒体を活用することで、効果的に情報を発信することで、本市への人の流れの創出に努めます。

関連する SDGs ゴール



主な施策の展開

①垂水市イメージアップ事業 【企画政策課】

本市が持つ様々な魅力を広くPRし、垂水市に対する愛情や誇りを高めて、良好なイメージアップの形成を図ります。

②商工関連イベント支援事業 【水産商工観光課】

商工会等の主催事業を支援し、安定したイベント実施を行うことで、交流人口拡大・地域活性化を図ります。

③道の駅活性化事業 【水産商工観光課】

施設の運営者と連携して、円滑な運営支援と施設の維持管理を行うことで、交流人口の増加と地域活性を図ります。

④スポーツ合宿誘致事業 【水産商工観光課】

本市の特産品や名産品のPRを効果的に行うとともに、関係機関との連携を図ることで、スポーツ合宿の誘致活動を推進します。

⑤森の駅活性化事業 【水産商工観光課】

施設の運営者と連携して、円滑な運営と施設の維持管理を行うことで、交流人口の増加と地域活性を図ります。

⑥ツーリズム推進事業 【水産商工観光課】

垂水市ツーリズム推進協議会と連携し、官民連携して観光推進体制の整備を行うことで、交流人口の増加や地域活性化に努めます。

⑦高峰公園整備事業 【水産商工観光課】

本市の有名な観光地のひとつ「高峰つつじヶ丘公園」の適切な施設整備・維持管理等に努め、交流人口の増加を図ります。

⑧垂水千本イチョウ園誘客促進事業 【水産商工観光課】

本市の有名な観光地のひとつ「千本イチョウ園」について、シーズン中の交通渋滞の緩和対策を講じる等、観光者に満足していただくように努め、交流人口の拡大をめざします。

⑨公園等管理事業 【土木課】

利用者の安全を第一に施設の安全点検や維持管理を行います。また、公園及び街路に植栽してある樹木等の剪定、及び除草、防虫作業等を行い、市民が集う公園の整備を図ります。

⑩瀬戸口藤吉翁顕彰事業 【社会教育課】

行進曲の父といわれる瀬戸口藤吉翁を顕彰して行う海上自衛隊の演奏会や吹奏楽団体によるコンサートを通して、音楽文化の向上や交流人口による地域活性化に努めます。

⑪錦江湾マリンフェスタinたるみず 【社会教育課】

大隅青少年自然の家やマリンパークたるみず等と連携し、錦江湾の素晴らしい景観をアピールするとともに、シーカヤック等のマリンスポーツを開催し、親子や仲間のふれあいや「海をきれいにする」美化活動を実施します。

⑫かごしま国体開催を契機とした「フェンシングのまちづくり」事業 【社会教育課】

国体開催を契機に、フェンシング競技の普及発展に向けた取り組みと、環境整備を行いました。今後も、この取り組みを継続して交流人口を創出し、地域の活性化に繋がる取り組みを行います。

関連する個別計画

- ・過疎地域自立促進計画（商工関連イベント支援事業、道の駅活性化事業、公園等管理事業）
- ・垂水市スポーツ推進計画（錦江湾マリンフェスタinたるみず）

みんなが協力できること

- ・地元の様々な資源や魅力について知るよう努めます。
- ・垂水市の観光地を巡り、客観的に観光地を見てみます。
- ・「垂水には何もない」といったマイナス思考の考えはやめ、前向きに本市の資源や魅力を発信するよう努めます。
- ・空き家をリノベーションして居心地のよい地域をつくります。（垂水高校提案）
- ・市役所をはじめ、垂水市に関わる仕事に就きます。（垂水高校提案）

目標・成果指標

■市民満足度の点数 3.2 以上

事業や施策の推進を通じて、令和 10 年度に実施する市民満足度調査において、本基本的方向の評価が 3.2 以上を目指します。

■商工会等実施イベント数 累計 15 回 (年 3 回 × 5 年)

ふれあいフェスタ夏祭り等のイベントや、商工会女性部や青年部主催イベントの実施に
対して継続して支援を行います。

■道の駅等施設来館者数 累計 625 万人 (年 125 万人 × 5 年)

道の駅たるみず、道の駅たるみずはまびら、マリンパークたるみずの各施設の運営者と
連携しながら、年間来館者数 125 万人の確保を目指し、運営者のサポートに努めます。

■スポーツ合宿受入団体 累計 150 団体 (年 30 団体 × 5 年)

今後も積極的に誘致活動を行い、これまで本市で継続的に合宿を実施している団体等の
満足度を高めるため、本市特産品の提供等により、関係機関と連携し、受入体制の充実に努
めます。

■森の駅たるみず宿泊者数 累計 25,000 人 (年 5,000 人 × 5 年)

スポーツ合宿やワーケーションの誘致活動を積極的に行うことや、両道の駅と連携した
事業を実施することで、年間宿泊者総数 5,000 人を目指し、指定管理者のサポートに努め
ます。

■民泊等受入数 (国内外合算) 累計 7,500 人 (年 1,500 人 × 5 年)

様々なツーリズム連携による誘客効果を高めるため、民泊による教育旅行の推進、都城
市や大手旅行会社との連携の下に実施する関西地区観光ビジネスモデル確立事業を継続す
ることにより、民泊等受入数年 1,500 人の確保を目指します。

■高峰つつじヶ丘公園来園者数 累計 20,000 人 (年 4,000 人 × 5 年)

効果的な情報発信を行ない、適切な施設整備、維持管理に努めます。

■垂水千本イチョウ園来園者数 累計 350,000 人 (年 70,000 人 × 5 年)

ピーク時の駐車場の確保・警備体制の必要な対策を行いつつ、来園者数年 70,000 人を確
保するよう努めます。

■瀬戸口藤吉翁顕彰事業への参加者数 累計 7,000 人 (年 1,400 人 × 5 年)

市内外へ情報を発信し、多くの方へ先人の功績に触れる機会を提供し、年間参加者数
1,400 人を維持するよう努めます。

■フェンシングキャンプ受入累計 10 回 (年間 2 回 × 5 年)

フェンシングキャンプを受け入れ、関係人口の創出等を図ります。

1 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

(1) 結婚、出産、子育ての支援

現状と課題

○結婚に関わる経済的な支援を行うことが求められます。

- ・経済的な不安定さにより、結婚に不安を抱える方が少なくないことが想定されることから、経済的な支援により結婚への不安を和らげることが求められます。

○産み育てやすい環境づくりを進めることができます。

- ・妊娠期から子育て期においては、妊娠・出産や子育てにおける精神的・経済的負担を軽減することで、産み育てられる環境づくりを進めることが必要です。

目指す姿

○結婚新生活支援事業を継続して取り組みます。

- ・今後も継続して事業を実施して経済的不安解消を図り、未来への希望を叶えます。

○子育て支援センターの更なる活用を図ります。

- ・就学前児童及びその保護者が相互交流を行う場所として開設している垂水市子育て支援センターは、本市における子育ての相談や交流の中心的な役割を担っています。今後も保護者の意向を踏まえながら、子育て講座やイベントを実施し、更なる機能充実を図ります。
- ・引き続き広報誌・ホームページ等を活用した周知を行っていきます。

○子育て世代が住みやすいまちづくりを推進します。

- ・令和6年度から、本市に在住している全ての18歳までの子どもを対象に、市内医療機関等において、窓口負担の無い「現物給付」方式による医療費窓口無料化に取り組んでいます。
- ・令和6年度から、市内保育所等における0歳から2歳までの、保育料無料化についても取り組んでいます。
- ・令和5年度から、市内小・中学校に通う児童生徒の給食費の無料化に取り組んでいます。
- ・今後もこれらの事業に継続して取り組み、ライフステージに応じた、子育て世代の経済的負担が軽減されるよう努めます。

○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供していきます。

- ・妊娠期から子育て期における悩みや精神的・経済的不安については、今後、新たに設置する「こども家庭センター」を支援推進の拠点とし、これまで行っている健康相談、健康教育、健康診査、各種手当等を引き続き推進していきます。

- ・今後も国の施策に応じた新規事業を検討・実施していきます。
- ・ヤングケアラー^{補足1}等への支援について、検討・実施していきます。

補足1 ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

関連する SDGs ゴール



主な施策の展開

①移住定住促進事業 【企画政策課】

垂水市空き家バンク制度を基軸に各種移住・定住促進事業を展開し、人口減少を和らげるよう努めます。

②結婚新生活支援事業 【企画政策課】

婚姻により新生活を迎える世帯を支援することにより、結婚しやすい環境づくりを行い、本市の人口減少対策につなげます。

③障がい児に対する支援事業 【福祉課】

障がいを持つ児童に対し、社会との交流促進や専門的な療育訓練等を行います。

④子育て支援センター事業 【保健課】

就学前児童及びその保護者が子育てについての相談や情報交換等を行うことができるよう、子育て支援センターの活用に努めます。

⑤垂水市要保護児童対策事業 【保健課】

虐待等を受けるなど、保護を要する児童についての情報交換や、支援の内容に関する協議等を行い、児童の適切な保護を図ります。

⑥幼児教育無料化に伴う保育料助成事業 【保健課】

市内保育所等における0歳～2歳までの課税世帯の保育料を無料化し、子育て世代の経済的な負担軽減や、子どもの健全な育成を図ります。

⑦副食費助成事業 【保健課】

保育所、認定こども園、幼稚園等を利用する子どもの、給食のおかずやおやつ代にあたる副食費の一部を助成することで、子育て世代の経済的負担を軽減し、子どもの健全な育成を図ります。

⑧母子保健事業 【保健課】

母子保健法等に基づく事業を展開し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。また WEB申請、二次元バーコード（※縞模様状の線の太さによって数値や文字を表す識別子の一種）からWEBサイトへの誘導等を行うことで、対象者と従事職員の負担軽減や利便性の向上を図ります。

⑨子育て支援小・中学校給食費無料化事業 【教育総務課】

市内小・中学校に通う児童生徒の給食費を無料化することで、子育て世代の経済的負担を軽減し、こどもたちの健康や心身の健全な発達を促す安全安心なおいしい学校給食の提供に努めます。

関連する個別計画

- ・垂水市空家等対策計画、過疎地域持続的発展計画（定住促進事業）
- ・子ども・子育て支援事業計画（子育て支援センター事業、母子保健事業）
- ・障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画（障がい児に対する支援事業）

みんなが協力できること

- ・家庭・地域・関係機関が連携し、地域全体で子どもの誕生と成長を見守り支える環境づくりに努めます。
- ・地域で子育てを助けられるよう、妊娠中からコミュニケーションをとることに努めます。
- ・母子推進員等、役割に応じて地域で子育ての手助けができるよう努めます。

目標・成果指標

■市民満足度の点数 3.2 以上

事業や施策の推進を通じて、令和10年度に実施する市民満足度調査において、本基本的方向の評価が3.2以上を目指します。

■結婚新生活支援事業対象世帯数 累計 10 世帯（年 2 世帯×5 年）

結婚新生活世帯への支援を行い、経済的負担の軽減を図ります。

■子育て支援センター延利用者数 累計 25,000 人（年 5,000 人×5 年）

今後も年間延べ利用者数 5,000 人の確保に努めます。

■障がい児通所支援の利用（見込）者数 累計 250 人（年 50 人×5 年）

毎年 50 人の障がいを持つ児童に対し、通所支援を行っていきます。

■母子保健事業に基づく事業数 28 事業

28 事業を実施すると併に、国の施策に応じた新規事業を検討・実施することで、母子保健事業の充実を図ります。

(2) 仕事と子育ての両立

現状と課題

○仕事と子育ての両立を図るために支援を行うことが求められます。

- ・子育て期間における経済的な不安を解消するために、結婚後も仕事ができるよう支援を行うことが求められます。
- ・子育て世代は就労できる業種に制限が生じることから、隙間時間を活用する、デジタルの力を活用する等、新しい就労機会の提供について検討する必要があります。

目指す姿

○子育てと仕事の両立を支援し、産み育てやすい環境の実現を図ります。

- ・0歳～小学6年生までの子どもが、病気の際に、一時的に預かる病児保育事業の実現にむけ、今後も検討を続けていきます。
- ・定められた保育の時間を超過しての保育を望む等の保護者の希望や要望に応えるために実施している特別保育事業については、今後も現在事業を実施している施設の数を確保し、必要とされるサービスの提供に努めます。
- ・0歳～小学6年生までの子どもの預かり等を希望する保護者に対して、託児サービスを提供するファミリー・サポート・センター事業についても、事業周知を図り、多くの方が利用できるよう努めます。
- ・家に帰っても保護者のいない家庭の児童に、安全に楽しく過ごせる場を提供することを目的とした放課後児童クラブについても、支援員の処遇改善や研修受講による資質向上を図ることで、保護者が安心して預けやすく、利用児童が健全に育つ環境づくりを推進します。
- ・令和5年度から6年度にかけて、子育て世代のテレワーカー育成講座を開催しましたが、講座の修了生がテレワーカーとして自立していくための環境整備を図るとともに、今後も引き続き、本市にとって貴重なデジタル人材であるテレワーカー育成に努めるととともに、子育て世代が働きやすい環境の実現とワークライフバランスの推進を目指します。

関連する SDGs ゴール



主な施策の展開

①子育て世代のテレワーカー育成事業【企画政策課】

子育て中の隙間時間を活用することで、育児と仕事を両立するため、テレワーカーとして自立することを支援いたします。また、月に2回、子育て支援センターの2階を開放し、子ども連れのまま出勤できる「子連れオフィス」として利用できるよう整備し、子育て世代の方々の交流がなされるよう努めます。

②病児保育事業 【保健課】

0歳～小学6年生までの子どもが、病気の際に、一時的に預かることで、保護者が子育てと仕事を両立することができるよう支援します。

③特別保育事業 【保健課】

通常保育以外の保育を希望する保護者に対して支援を行い、子育て環境の充実を図ります。

④ファミリー・サポート・センター事業 【保健課】

0歳～小学6年生までの子どもの預かり等を希望する保護者に対して、託児サービスを提供します。

⑤放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【保健課】

仕事や病気等の理由で、家に帰っても保護者のいない家庭の児童に安全に楽しく過ごせる場を提供することで、保護者の仕事と子育ての両立や児童の健全な育成を図ります。

関連する個別計画

- ・垂水市子ども・子育て支援事業計画（病児保育事業、特別保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ））

みんなが協力できること

- ・仕事と子育ての両立ができるよう、テレワークなど多様な働き方ができるとともに、短時間勤務が選択できる就労環境の整備を目指します。
- ・同僚の方が有休・育休を取りやすいような声掛けを行います。
- ・復職しやすいよう、社会とのつながりを持ち続けられるようなコミュニケーションづくりに努めます。

目標・成果指標

■市民満足度の点数 3.3 以上

事業や施策の推進を通じて、令和 10 年度に実施する市民満足度調査において、本基本的方向の評価が 3.3 以上を目指します。

■テレワーカー登録者数 5 年間で累計 15 名

実際に企業へテレワーカーとして登録した人数（登録者数）について、5 年間で累計 15 名を目指します。

■病児保育に関する関係者による協議の開催数 累計 5 回（年 1 回 × 5 年）

医療機関等における病児保育事業実現に向け、関係者による協議を継続します。

■特別保育事業実施施設数 6 施設

市内教育・保育施設において、保護者が必要とするサービスが提供できるよう、事業を継続して行います。

■ファミリー・サポート・センター事業援助活動件数 累計 1,500 件（年 300 件 × 5 年）

今後も同数程度の方に利用していただけるよう努めます。

■放課後児童クラブ利用者数 累計 825 人（年 165 人 × 5 年）

児童数は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加により登録児童数は横ばいであることから、現状維持を目標とします。

2 教育環境の充実

現状と課題

○デジタル社会・国際社会に対応した、ふるさとを愛し誇りに思う子どもの育成に努める必要があります。

- ・今後、デジタル化が加速される社会や国際社会に対応できる、将来の地域社会を担う人材育成のため、学校・家庭・地域が連携して、幼少期からの教育環境づくりや学校教育の充実による学習意欲の向上を図る必要があります。

○県立垂水高等学校の存続が求められます。

- ・少子化に加え、私立高校における授業料無償化・スクールバス運行等の就学支援による公立高校離れが加速しており、生徒数の確保に苦慮している状況です。垂水高校をまちづくりの根幹と位置づけ、入学者数の確保に努める必要があります。

○今後の学校の在り方について、それぞれの地域の実情に応じた検討をすることが求められています。

- ・少子化等により学級数が少なくなることによる課題として、成長過程にある児童は「集団で学ぶよさ」、「多様な意見に触れる」、「切磋琢磨する」、「社会性を培うことを学ぶ」状況が少なくなっています。その手立てとして遠隔合同授業や小学校集団集合学習を行って一定の効果が見られますが、今後を見据えるとそれぞれの地域の実情に応じた検討を考える必要があります。

目指す姿

○学校・家庭・地域で連携し、将来の地域社会を担う人材育成に取り組みます。

- ・デジタル社会に対応できるよう、1人1台端末環境の持続的な活用やネットワーク環境の改善等DX化を進めます。
- ・小・中学校施設設備については、バリアフリー化や脱炭素社会に対応した機能の整備、避難所としての機能整備等、社会情勢の変化に対応するような整備の推進に努めます。
- ・小学校英語の学習が始まったことを受け、英語検定の補助を行うほか、GIGA端末を活用して青少年海外派遣校である香港のウォン・シュー・チー中学校との英語での交流を行う等の取り組みを行い、児童・生徒が国際感覚を取得するよう支援します。
- ・各学校で行う様々な体験活動とその発信や、社会教育課が主催する恵まれた郷土の自然を生かした自然体験活動や、本市の貴重な歴史や文化に触れる機会の提供等を通じ、ふるさと垂水を愛し、誇りにする子どもを育みます。
- ・PTAや子ども育成会と連携し、健全な青少年の会育成に努めます。

○支援や保護を要する保護者や子どもたちに寄り添った施策を展開します。

- ・経済的理由により就学が困難と認められる小・中学校就学予定の保護者に対し、就学援助費（新入学用品費）を支給します。

- ・虐待等を受けるなどの保護を要する児童についての情報交換や支援について検討する協議等を行い、早期発見を図るとともに適切な保護に努めます。

○垂水高校の振興に努めます。

- ・垂水中央中学校と垂水高校の連携した活動を深め、また、通学費補助などの7つのサポートの取組を周知徹底することで、市内外からの入学者の確保に努めます。

○学校の在り方について、保護者と地域の方々と共に考えていきます。

- ・学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有し、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っていることから、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民の意見等を伺い合意形成を図りながら、関係各課と連携し今後の学校の在り方について考えていきます。

関連する SDGs ゴール



主な施策の展開

①食育・地産地消推進事業 【農林課】

生活研究グループ等と連携し、地元食材を利用した料理教室等を年4回以上開催することにより、地元食材や伝統料理の認知度を高めるとともに、食育に関する意識の醸成に努めます。

②垂水高校振興対策事業 【教育総務課】

県立垂水高校をまちづくりの根幹とし、その存続及び振興・発展を支援するため、垂水高校振興対策協議会の運営及び通学費等に対する補助金を周知徹底し、市内外からの入学者の確保に努めます。

③小・中学校施設整備事業 【教育総務課】

小・中学校施設・設備について、従来の教育環境に加え、社会情勢の変化に適応するよう、バリアフリー化、DX化、脱炭素対策及び避難所としての機能等に考慮した整備を行います。

④学校の在り方検討事業 【教育総務課】

学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有し、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っていることから、「地域とともにある学校づくり」としての機能を有している各学校に設置されている学校運営協議会において小規模校のメリット、デメリット、課題等を整理し、保護者と地域住民との合意形成を図りつつ、同協議会の意見を踏まえながら、慎重かつ丁寧に学校の在り方について検討していきます。

⑤特別支援教育支援員設置事業 【学校教育課】

児童生徒の特別支援教育の支援に関して必要と認められることに対する支援を行います。

⑥垂水市サイエンス会推進事業 【学校教育課】

夏季休業中に児童生徒が取り組む理科研究記録について、題材選定やまとめ方などのポイントの説明や、研究における課題解決や検証の方法についての助言を行います。

⑦子供の安全・安心推進事業 【学校教育課】

各学校のスクールガード（※登下校の子どもを見守るボランティア）や防犯ボランティアによるパトロールや、スクールソーシャルワーカー（※児童をとりまく問題解決を図る人）やスクールカウンセラー（※子どもの心のケアを行う人）の活用を通して、子供が安全に安心して教育を受けられるような環境を整備します。

⑧外国語教育推進事業 【学校教育課】

外国語指導の充実を図り、小中学生の語学力の向上に努めます。また、国際社会で活躍できる人材の育成に努めます。

⑨ICT教育・業務環境整備事業 【学校教育課】

ICT機器を活用したより質の高い学習環境の提供や、ネット学習の支援に努めます。

また、校務支援システムにより業務改善を進め、教育の質の維持・向上を図ります。

⑩夢の実現推進事業 【学校教育課】

児童生徒に夢や希望をもたせるため、一流のものに触れる機会を提供するとともに、学力向上を図るため、自主的に学習する機会を提供します。

⑪就学援助費支給事務事業 【学校教育課】

経済的理由により就学が困難と認められる垂水市立の小・中学校に就学予定の保護者に対し、就学援助費（新入学学用品費）を支給します。また、制度についての周知を行います。

⑫ふるさと垂水推進事業 【学校教育課】

各小・中学校の総合的な学習の時間を「ふるさと垂水」と定め、ふるさとに学び、知り、誇りにする学習活動を開展します。

⑬ P T A・子ども会等活動支援事業 【社会教育課】

P T Aや各単位子ども会育成会へ支援や助言等を行うことで、活動の充実を図り、子どもの健全育成に努めます。

⑭ 垂水おもてなし隊事業 【社会教育課】

垂水の自然や観光、歴史などを学び、おもてなしの心や自分から進んで物事に取り組む姿勢を育むため、垂水おもてなし隊団員を募集し、その活動を支援します。

⑮ 青少年健全育成事業 【社会教育課】

関係機関と連携を図り、家庭教育の充実や、ふるさと垂水を愛し、誇りにする青少年の育成を図ります。

⑯ 自然体験事業 【社会教育課】

海・山・川など恵まれた郷土の自然を生かした体験活動を通して、健全で心豊かな青少年の育成を図ります。

関連する個別計画

- ・第3次垂水市食育・地産地消推進計画（食育・地産地消推進事業）
- ・公共施設等総合管理計画、学校施設等長寿命化計画（教職員住宅管理整備事業、小・中学校施設整備事業）
- ・DX推進計画（ふるさと垂水推進事業）
- ・教育振興基本計画（青少年健全育成事業）

みんなが協力できること

- ・地域全体で子供たちを見守り、各種行事を通じて、子どもたちの健全育成に努めます。
- ・海や山をフィールドに行う体験活動など、特色ある学校づくりを目指します。
- ・長期休暇等、親子で過ごす時間を大切にします。
- ・地域の人たちが子どもたちと関わり、地域ぐるみで体験学習ができるように努めます。
- ・奉仕作業等、地域の行事へ参加し、子どもたちと関わります。
- ・少人数学校ならではの良さをPRします。（垂水高校提案）

目標・成果指標

■市民満足度の点数 3.3以上

事業や施策の推進を通じて、令和10年度に実施する市民満足度調査において、本基本的方向の評価が3.3以上を目指します。

■食育イベントの開催 累計 20 回（年 4 回× 5 年間）

生活研究グループ等と連携し、地元食材を利用した料理教室等を年 4 回以上開催することにより、地元食材や伝統料理の認知度を高めるとともに、食育に関する意識の醸成に努めます。

■特別支援教育支援員 12 名を継続して配置する

児童生徒数の減少に伴って、支援の必要な児童生徒数も減少する事が考えられますが、特別支援教育支援員の配置人数について現状を維持し、支援の質の向上を図ります。

■垂水市サイエンス（※科学）会関連イベント参加者数 累計 250 人（年 50 人× 5 年間）

25～30 組程度の児童生徒とその保護者が参加するよう努めます。

■英検受験率 毎年 50% の確保

中学生の英検受験率を毎年 50% にすることで、語学力の向上と国際社会で活躍しようとする意識の高揚を図ります。

■「学びの教室」参加人数 累計 1,000 人（年 200 名× 5 年間）

「学びの教室」で自主的に学習する生徒数 200 人を目指し、学力の向上を図ります。

■各学校の情報発信 累計 350 回（年 70 回× 5 年間）

ふるさとの自然、歴史、文化、産業等に係る体験活動を実施し、発表、発信等の学習活動を行うことで、思考力、判断力、表現力を育成します。

■全国子ども会安全会会員数（垂水市分） 累計 6,000 人（年 1,200 人× 5 年間）

市子ども会活動の充実を図りながら各校区子ども会への支援を行うなどの取り組みを行い、現況と同水準の子ども会会員数が確保されるよう努めます。

■おもてなし隊登録団員数 累計 100 人（年 20 人× 5 年間）

垂水市の魅力を市内外に広める活動に努め、自分から進んで物事に取り組む態度や思いやりの心を持つ子どもの育成を図ります。

1 広域連携の推進

現状と課題

○近隣自治体や教育機関等との広域的な相互連携について検討する必要があります。

- ・観光振興、産業振興、医療・福祉対策など、市単独での課題解決が難しい政策があることから、近隣自治体や専門的な知識を有する大学等との連携について検討する必要があります。

目指す姿

○広域的な相互連携を図り、効果的かつ効率的に課題解決に取り組みます。

- ・同様の社会的会課題を抱える近隣の自治体と連携して課題解決に取り組みます。
- ・観光振興を通じて、交流人口の増加による経済効果及び産業振興が期待されることから、大隅半島の各自治体と連携し、広域観光への展開を確立することを目指し、大隅半島の観光産業の発展に取り組みます。
- ・大学等の教育機関が有する専門的な知識を活用することで、地域が抱える様々な課題の解決や、地域の発展が期待されることから、大学等との連携による取り組みを推進します。

関連する SDGs ゴール



主な施策の展開

①大学との包括連携協定関連事業 【企画政策課】

専門的な知識を有する大学等の教育機関と連携し、地域の発展に向けた取り組みを推進します。

②広域行政に関する事業 【企画政策課】

広域的な課題の解決に向け、大隅総合開発期成会や大隅定住自立圏形成推進協議会などにより、近隣市町との広域連携を推進します。

③大隅広域観光推進事業 【水産商工観光課】

(株)おおすみ未来会議と連携し、地域資源を活用し、国内外からの観光客の大隅地域への流れを戦略的に創出します。

みんなが協力できること

- ・令和6年度に鹿大演習林に「林業大学」が開校した際は、活動を支援します。

目標・成果指標

■市民満足度の点数 3.1以上

事業や施策の推進を通じて、令和10年度に実施する市民満足度調査において、本基本的方向の評価が3.1以上を目指します。

■包括連携協定関連の取組数 累計35事業（毎年7つの取り組み×5年間）

大学等の教育機関と連携し、地域発展のための取組を年間7件行うことを目指します。

■連携団体数 4団体

広域的な課題の解決を図るため、近隣市町と連携して関連事業を展開します。

2 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

(1) 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実

現状と課題

○質の高い暮らしの実現のため、様々な面において環境の整備を推進する必要があります。

- ・デジタルを身近に利用できる環境の整備が求められます。
- ・地域住民の移動手段の確保が求められます。
- ・心豊かな市民生活を送ることができる環境の整備が求められます。

目指す姿

○地域住民がよりデジタル機器を利用しやすい環境整備に努めます。

- ・デジタル社会に対応するための基盤となる光ブロードバンド（※インターネットの接続方法の一つ）や公衆無線LAN等（※公共の場で誰でも使用できる無線インターネット接続方法の一つ）のデジタルインフラを整備します。
- ・国が掲げる目標時期までに情報システムの標準化・共通化を図り、各種手当や税金の収納等、地域住民の生活に特に関連のある業務について、新システムへの移行を行います。
- ・キャッシュレス決済やコンビニ納付等の多様な収納方法や納税方法について検討し、地域住民の利便性向上を図るとともに、対応する市役所職員の業務効率化を推進し、良質な地域住民サービスの提供に繋げていきます。
- ・市政発展のため行政との関係が「車の両輪」に例えられる市議会についても、DXの導入に向け検討を進めています。

○持続可能な生活交通の確保・維持に努めます。

- ・廃止代替路線バス、地域間幹線系統バス、乗合タクシーの3交通体系の維持を図ります。
- ・デジタルデマンド型交通（※予約する利用者に応じて運行する交通機関のこと）等、新たな交通体系の導入に向け、検討を続けていきます。

○心豊かな市民生活を送ることができる環境整備に努めます。

- ・市民館や地区公民館の適切な維持管理を行います。
- ・市民講座や公民館講座を開講することにより、地域住民が生涯を通じて主体的に学ぶことができる環境づくりを推進します。
- ・文化会館の適切な維持管理を行います。
- ・自主文化事業を開催することにより、地域住民へ優れた芸術文化に触れる機会を提供するよう努めます。
- ・市立図書館の適切な維持管理を行います。
- ・市立図書館については、蔵書を充実させるとともに、読み聞かせや貴重な郷土資料・記録等に関する特設コーナーの設置等の取り組みを推進し、利用者の満足度を高めるよう努めます。

- ・スポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現を目指し、体育協会やスポーツ少年団等の支援や学校施設の開放等の取り組みを行います。
- ・市内スポーツ施設の適切な維持管理を行います。

関連する SDGs ゴール



主な施策の展開

①光ブロードバンド整備事業（高度無線環境整備事業）【企画政策課】

データ流通社会に対応する情報通信環境の充実を図るため、光ファイバ網（※高速通信するための接続部品のこと）整備等を検討します。また住民の利便性向上を目的に公衆無線LAN(wi-fi) サービスを提供します。

②自治体情報システムの標準化・共通化 【企画政策課】

既存の情報システムを標準準拠システムへの移行とクラウドサービス（※インターネット上で情報管理を行うサービスのこと）の活用を行い、業務の円滑化・効率化を目指します。

③DX推進事業 【企画政策課】

本市の様々な課題をデジタルの力を活用することで解決し、持続可能で活力のある垂水市の実現を目指します。

④交通体系の維持確保 【企画政策課】

既存公共交通の維持を図り、住民の移動手段の確保を行います。

⑤垂水市たるたるおでかけチケット交付事業 【福祉課】

高齢者の移動費用等を助成するおでかけチケットの利用によって、外出するきっかけとなり、住み慣れた地域で安心かつ健康に暮らせるよう支援します。

⑥公共料金等の支払い環境の整備 【会計課】

公共料金等の支払いについて、新たな収納方法の導入を検討するとともに、既に導入したコンビニ納付や「PayPay」等のアプリ決済等に係る事務処理を適切に行います。

⑦議会におけるDX化推進 【議会事務局】

オンライン委員会の実施や議案のDX化に必要と思われるタブレット等の電子媒体導入に向けて、議員が一丸となり他自治体の状況確認や導入に向けた協議を行えるよう支援します。

⑧市民館・地区公民館運営管理事業 【社会教育課】

地域コミュニティの中心施設である地区公民館の、適切な整備や管理に努めます。

⑨市立図書館運営事業 【社会教育課】

読書を通じて、地域住民の教養の向上や、福利厚生の充実を図るため、図書館を適切に運営します。また、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理・保存に努めます。

⑩生涯学習事業 【社会教育課】

地域住民が生涯を通じて主体的に学ぶことができる環境づくりを推進するため、各種会議の開催や各種講座の実施に努めます。

⑪文化振興事業 【社会教育課】

各種文化事業を開催することで、地域住民へ優れた芸術文化に触れる機会を提供し、心豊かな生活および活力ある地域社会の実現を目指します。

⑫文化会館管理運営事業 【社会教育課】

平成5年4月に開館した垂水市文化会館の適切な運営や維持管理に努めます。

⑬社会体育施設管理運営事業 【社会教育課】

スポーツ活動の基盤となる施設の整備を計画的に推進するとともに、施設の安全性、利便性、快適性の向上を図ります。

⑭スポーツ団体等支援事業 【社会教育課】

スポーツ協会やスポーツ少年団の団体等を支援し、地域住民の体力向上とスポーツ精神を養い、健康づくりに寄与します。

⑮学校体育施設開放事業 【社会教育課】

子どもの遊び場及び少年団体の活動、各団体で行うスポーツ・レクリエーション活動に対し、学校ごとに運営協議会を組織して学校体育施設を開放します。

⑯コミュニティスポーツ事業 【社会教育課】

スポーツ推進委員を中心に、地区公民館を単位として、校区住民のスポーツを通した交流を図ります。また、地域住民により自主的・主体的に運営されるコミュニティ（総合型地域）スポーツクラブの設立を目指します。

関連する個別計画

- ・DX推進計画（自治体情報システムの標準化・共通化、DX推進事業、公共料金等の支払い環境の整備）
- ・過疎地域持続的発展計画（総合交通対策事業、垂水市たるたるおでかけチケット交付事業）
- ・過疎地域自立促進計画（市立図書館運営事業、市立図書館管理委託事業、文化会館管理運営事業）
- ・高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画（垂水市たるたるおでかけチケット交付事業）
- ・垂水市スポーツ推進計画（スポーツ施設管理運営事業、スポーツ団体等支援事業、学校体育施設開放事業、コミュニティスポーツ事業）

みんなが協力できること

- ・住民が気軽に移動でき、それを支えていけるようなきめの細かい通院・買い物支援の仕組みづくりを考えます。
- ・高齢者を対象としたスマホの使い方をわかりやすく教えてくれる場がある場合は積極的に利用します。
- ・キャッシュレス決済やコンビニ納付などを積極的に使用します。
- ・デジタル機器に関する講座等を行う際、技能実習生や特定技能の外国人の方にも広く周知し、高齢者の方と若者と一緒に学び合う環境を作ります。
- ・住民が自由に意見交換できる環境づくりを進めます。

目標・成果指標

■市民満足度の点数 3.3 以上

事業や施策の推進を通じて、令和10年度に実施する市民満足度調査において、本基本的方向の評価が3.3以上を目指します。

■情報システムの標準化・共通化における移行システムの業務数 20

令和7年度に20業務が、国の標準準拠システムへ移行できるよう努めます。

■交通体系の維持確保数 3系統の維持

既存公共交通（廃止代替路線バス、地域間幹線系統バス、乗合タクシー）の維持を図り、住民の移動手段の確保を行います。

■たるたるおでかけチケット利用率 70%の維持

高齢者の移動費用を助成することによる経済的負担と、温泉利用による福祉の増進・健康寿命の延伸を目指し、住み良い垂水市の実現に寄与します。

■地区公民館の利用者数 累計 190,000 人（年 38,000 人×5 年）

WEB 申請システム等を積極的に検討し、地区公民館利用に係る手続きの簡略化を図るなど、現況と同水準の利用者数を確保するよう努めます。

■市立図書館貸出冊数 累計 165,000 冊（年 33,000 冊×5 年）

各種イベントの実施や館内装飾、特設コーナーの設置等を工夫するなど、現況と同水準の貸出冊数を維持するよう努めます。

■市立図書館利用者数 累計 65,000 人（年 13,000 人×5 年）

各種イベントを実施するとともに、館内装飾や特設コーナーの設置を工夫する等の取り組みを通じ、現況と同水準の利用者数を確保するよう努めます。

■市民講座及び公民館講座利用者数 累計 25,000 人（年 5,000 人×5 年）

地域住民が生涯を通して主体的に学び、明るく潤いのある生活ができるよう、幅広い世代の地域住民の参加に努め、現況と同水準の利用者数が確保されるよう努めます。

■文化事業への参加者数 累計 8,500 人（年 1,700 人×5 年）

魅力ある文化事業を企画し、計画的に情報発信を行い、参加者数 1,700 人を維持するよう努めます。

■文化会館利用者数 累計 65,000 人（年 13,000 人×5 年）

計画的に情報発信を行い、年間利用者数 13,000 人を維持するよう努めます。

■社会体育施設利用者数 累計 400,000 人（年 80,000 人×5 年）

より利用しやすい施設整備をすすめることで、年間利用数 80,000 人を維持するよう努めます。

■学校開放施設利用数（延べ） 累計 90,000 人（年 18,000 人×5 年）

申請受付数の増加を図る等、参加者団体・参加者数について年間 18,000 人を維持するよう努めます。

■スポーツ教室への参加者数（延べ） 累計 750 人（年 150 人×5 年）

毎年選出した 3 地区で、各地区 2 回以上のスポーツ教室の開催を実施し、ふれあいスポーツ・交流の場の提供を実現します。

(2) 地域資源を生かした個性あふれる地域の形成

現状と課題

○地域の魅力を高め、温かみのある良質な地域コミュニティづくりの推進が求められます。

- ・人口減少や高齢化等により地域の担い手が不足することに伴い、地域コミュニティの活力が失われつつあります。

○地域の持続性を高めるための取り組みを推進する必要があります。

- ・脱炭素に向けた取り組みが求められます。
- ・エネルギーの地産地消のための取り組みが求められます。
- ・効率的に地域のエネルギー自給率を高める取り組みが求められます。
- ・循環型社会の構築に向けた取り組みが求められます。
- ・地球温暖化防止に向けた取り組みが求められます。

○多様な広報媒体を活用した効果的なPRが求められます。

- ・本市の魅力的な地域資源についてPRを行うことは、市外から市内への人の流れを誘発するのみならず、地域住民が郷土への愛着を醸成するために非常に効果的な手段であることから、効果的な活用が求められます。

目指す姿

○共生・協働による魅力的な地域づくりを推進します。

- ・「地域振興計画」に基づく地域づくりの実現に向け、地区住民の意向を十分に反映しながら過疎地域等集落ネットワーク圈形成支援事業や、まちづくり交付金事業等による支援を継続して実施することにより、地域住民による主体的な地域活動を支援します。

○再生可能エネルギーの普及促進を図ります。

- ・本市はこれまで、民間事業者における再生可能エネルギー関連施設設立地計画に対し、開発行為等の関係法令順守を指導しながら立地支援を行ってきております。今後も、脱炭素社会の実現や循環型社会の構築に向け、公共施設への再生可能エネルギー施設設置を推進します。

○ごみの減量化・資源化率向上に取り組んでいきます。

- ・ごみの資源化率が低下してきていることから、新たな取組を検討します。

○地球温暖化対策に取り組みます。

- ・公共施設や公用車等で排出される温室効果ガスの排出量抑制等、脱炭素社会の実現や省エネルギー化に向けた取組を推進します。

○効果的な情報発信に努めます。

- ・広報誌や公式WEBサイト、公式LINE等による情報発信を継続して行います。
- ・新たな広報媒体について調査研究を行い、導入を検討します。
- ・「たるみず大使」のPR活動等を支援し、本市の振興を図ります。

関連する SDGs ゴール



主な施策の展開

①共生・協働推進事業 【企画政策課】

地域住民と行政が協働して、魅力的な地域づくりを推進するために、垂水市まちづくり交付金等を活用し、各地区の地域振興計画も踏まえ、関連事業を展開します。

②省・再生可能エネルギー普及促進事業 【企画政策課】

脱炭素社会の実現、循環型社会の構築に向け、再生可能エネルギーの普及促進を図ります。

③広報事業 【企画政策課】

垂水市の様々な取組を広くPRして、市内外の皆様から愛される垂水づくりを、市と地域住民の皆様が一緒になって進めます。

④たるみず大使事業 【企画政策課】

本市にゆかりがある「たるみず大使」のPR活動や情報交換を通じて、本市の振興を図ります。

⑤財産管理事業 【財政課】

公共施設等総合管理計画に基づき、市有財産の適正な維持管理を行い、安全性を確保するとともに、有効活用について検討します。また、未利用地や遊休地等、必要性の低い財産については、売却や貸付を行うことにより、経費の削減を図ります。

⑥ごみ資源化率向上対策事業 【生活環境課】

ごみの排出量削減と廃棄物の資源化を図るため、ごみの適正な分別処理を行うとともに、出前講座やSNS等を通じて、ごみの資源化の重要性を発信していきます。

⑦垂水市地球温暖化防止実行計画推進事業 【生活環境課】

市が率先して公共施設や公用車等で排出される温室効果ガスの排出量削減等に努め、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進します。

関連する個別計画

- ・地域振興計画（共生・協働推進事業）
- ・地域新エネルギービジョン（省・再生可能エネルギー普及促進事業）
- ・環境基本計画、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画・分別収集計画（ごみ資源化率向上対策事業）
- ・公共施設等総合管理計画（財産管理事業）

みんなが協力できること

- ・地域づくりに積極的に関わり、地域振興計画に記載した取組に賛同します。
- ・住民が自分のこととして考える自治の推進を行います。
- ・住民自治についての勉強会を地域の中で行うなど、住民の意識づけを促すような取り組みを考えます。
- ・不用品の交換会などを企画し、住民に参加を呼びかけます。

目標・成果指標

■市民満足度の点数 3.1 以上

事業や施策の推進を通じて、令和 10 年度に実施する市民満足度調査において、本基本的方向の評価が 3.1 以上を目指します。

■地域振興計画にもとづく年間実事業数 累計 40 事業（年 8 事業×5 年間）

地域振興計画にもとづく地域住民主体の事業を各年度実施し、共生・協働による魅力的な地域づくりを推進します。

■公共施設への再生可能エネルギー施設設置 2 年に 1 件

公共施設への再生可能エネルギー施設設置を進めます。（検討期間も含め、2 年に 1 件の設置を目指します。）

■温室効果ガス削減 目標年度（2030 年度）までに基準年度（2013 年度）比で 51% 削減

※公共施設や公用車等で排出される温室効果ガスを示す。

脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化等に取り組んでいきます。

(3) 安心して暮らすことができるまちづくり

現状と課題

○地域住民が安心して住み続けられる環境を整備する必要があります。

- ・線状降水帯による降雨や台風など激甚化・頻発化する災害や、令和6年能登半島地震のような大規模災害、桜島大正噴火から110年を数え今後予想される桜島大規模噴火等への備えが求められます。
- ・計画的なインフラの整備や維持管理等が求められます。
- ・高齢者や障がい者等を地域で支えていく環境の整備が求められます。
- ・火葬場や堆肥センター等の、地域住民の公衆衛生の向上や循環型農業の実現を図るための施設の適切な運営及び維持管理が求められます。
- ・技能実習生や特定技能外国人が住みやすく働きやすい環境の整備が求められます。

目指す姿

○災害に備えたまちづくりを推進します。

- ・災害時に中枢機能を果たす市役所庁舎や消防庁舎については、安心安全の確保のための耐震工事を行うとともに、庁舎等のあり方を検討する外部委員会を開催します。
- ・地区防災計画や個別避難計画を取り入れた実効性の高い防災訓練を実施します。
- ・新たな災害情報伝達手段の検討を行い、多用な媒体で複層的に展開するよう努めます。
- ・災害地点を迅速に把握し、災害現場到着までの時間短縮を図るため、消防・救急デジタル無線設備を最新機器に更新する等、円滑な消防活動を行うための適正な設備等を配備します。
- ・近年、激甚化傾向にある自然災害への対応や救急医療体制の確保など、防災・医療の観点からも「命を守る道路」である錦江湾横断道路の整備について、国、県、関係機関、関係団体、周辺自治体、地域住民と連携し、実現に向けて取り組みます。

○計画的なインフラの整備に努めます。

- ・主要幹線道路の改良工事や損傷の激しい道路の整備による安全な交通網の形成に努めます。
- ・市道の整備や維持管理、橋りょうや公園遊具の長寿命化、中央地区の冠水対策、急傾斜地の崩壊対策、砂防事業、港湾整備等の施策を計画的・年次的に行います。
- ・農道の整備や維持管理、治山工事、森林環境贈与税を活用した森林保全等の施策を計画的・年次的に行います。

○高齢者や障がい者等を地域で支えていく環境の整備に努めます。

- ・介護予防事業の充実や認知症地域支援・ケア向上事業、生活支援体制整備事業により、地域で支え合う取組を推進します。

○地域住民に良質な生活環境を提供します。

- ・合併処理浄化槽の普及促進やごみ資源化率の向上推進等に努め、地域住民に良質な生活環境を提供します。
- ・火葬場や堆肥センター等の施設について、適切な管理運営の方法を検討します。

○外国人が住みやすい、多様で寛容性のある地域づくりを目指します。

- ・外国人の方々と、外国人を雇用する企業、そして地域住民の皆様との橋渡しを行うため、「垂水市多文化共生まちづくりコーディネーター」を設置し、外国人共生のまちづくりを推進します。

関連する SDGs ゴール



主な施策の展開

①防災訓練等の実施事業 【総務課】

桜島火山爆発等の災害を想定した防災訓練等を毎年度実施し、関係機関の連携や防災力の向上を図ります。また、防災に関するイベントを行う等、防災意識の高揚に努めます。

②防災活動等事業 【総務課】

各種研修への参加を促し、防災リーダーの育成を図り、地域防災における自助、共助の理解が深まるよう努めます。

③防犯対策事業 【総務課】

各振興会が取り組む防犯灯の設置支援、県警察と連携した防犯活動などを通じ、犯罪の起きにくいまちづくりを推進します。

④個別避難計画作成事業 【総務課】

避難行動に支援が必要な方を把握し、関係機関等の連携により適切な避難を支援するため、個別避難計画を作成するとともに、その活用を図ります。

⑤垂水市強靭化地域計画事業 【総務課】

国や県の計画を踏まえ、本市の強靭化のための施策を定めた計画を策定するとともに、関係機関との連携を図りながら、総合的、計画的に推進するよう努めます。

⑥多文化共生のまちづくり事業 【企画政策課】

言葉や文化、生活習慣等の違いに起因する外国人と地域住民との様々な課題を解決し、外国人と地域住民の橋渡しを行う「垂水市多文化共生まちづくりコーディネーター」を設置することで、多様で寛容性のある地域づくりを目指します。

⑦庁舎整備関連事業 【財政課】

今後の庁舎等のあり方を検討するため、現庁舎等の耐震化や庁舎等に必要な機能を検討する外部委員会の運営業務を行います。

⑧特定健診事業 【市民課】

特定健診は医療保険者（国保）が、40～74歳の加入者を対象として、毎年度、計画的に実施するメタボリックシンドロームに着目した検査項目による健康診査のことです。その健康診査の結果に応じて、医療専門職が、特定保健指導を行うことにより、生活習慣病の重症化予防に努めます。

⑨後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 【市民課】

関係課等と連携し、通いの場等を活用した高齢者の社会参加を推進するとともに、リスクを持つ高齢者に対して、医療専門職による訪問等の保健指導や、関係機関等へのつなぎを行います。

⑩健康ポイント事業 【市民課】

特定健診や元気プロジェクト健康チェック、がん検診等の参加者に、商工会の商品券と交換できる健康ポイントを付与します。

⑪障がい者等の就労移行支援 【福祉課】

一般企業等への就労を希望する障がい者等に対し、サービス提供事業所において、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を一定期間提供いたします。

⑫垂水市社会福祉協議会補助事業 【福祉課】

地域における福祉力の向上や人々の暮らしを支えるために、垂水市社会福祉協議会が行っている「地域福祉活動」や「介護保険関係事業」に対して必要な支援を行います。

⑬老人保護措置事業 【福祉課】

生活援護者がなく、在宅での生活が困難な高齢者に対し、養護老人ホームへの入所を推進することで、心身の健康の保持及び生活の安定を図ります。

⑭在宅福祉事業 【福祉課】

住み慣れた地域でその人らしい生活を送れるよう、在宅での介護予防や生活支援に関するさまざまなサービスを提供します。

⑮介護保険事業・地域支援事業 【福祉課】

介護保険事業所やNPO法人等と連携して、高齢者等の認知症対策や生活支援、介護予防事業を推進することで、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるまちを目指します。

⑯感染症予防事業 【保健課】

予防接種法及び感染症予防法に基づく事業を展開し、子どもから大人までの感染症の予防及び感染拡大抑制を図ります。また二次元バーコードからWEBサイトへの誘導等を行うことで、健康リテラシーの向上を図ります。

⑰健康増進事業 【保健課】

健康増進法に基づく、事業を展開し、健康増進や健康状態の改善等を図ります。またWEB申請、二次元バーコードからWEBサイトへの誘導等を行うことで、対象者と従事職員の負担軽減や利便性の向上を図ります。

⑱たるみず元気プロジェクト 【保健課】

たるみず元気プロジェクトに関する事業を展開し、健康寿命の延伸を図ります。またWEB申込、公式LINEの運用、二次元バーコードからWEBサイトへの誘導等を行うことで、対象者と従事職員の負担軽減や利便性の向上を図ります。

⑲自殺対策事業 【保健課】

自殺対策計画に基づき、「生きることの包括的支援事業」として、全庁的な取組を推進すると併に、自殺対策に特化した事業を展開し、自殺者数ゼロを目指します。またWEB申込、公式LINEの運用、二次元バーコードからWEBサイトへの誘導等を行うことで、対象者と従事職員の負担軽減や利便性の向上を図ります。

㉐垂水中央病院管理運営事業 【保健課】

地域住民に良質な医療を提供するために、垂水中央病院の受け入れ体制を確保し、医療機器等の整備が図られるよう支援を行います。

㉑集落水道の水質検査の実施 【生活環境課】

集落水道利用者が安全に生活水を利用できるように、集落水道の適切な運営を支援します。

㉒浄化槽設置整備事業 【生活環境課】

生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽への転換を推進します。

㉓環境センター維持管理事業 【生活環境課】

市内で発生したし尿や汚泥の適正な処理のため、環境センターの維持管理に努めます。

㉔ごみ不法投棄防止事業 【生活環境課】

ごみの不法投棄防止のため、立て看板などによる啓発活動や特定された不法投棄者への適正な指導を行います。

㉕住環境維持対策事業 【生活環境課】

害虫駆除、空き地の適正管理、死んでいる動物の処理、野焼きの対応等、市民生活における様々な相談に対応し、快適な生活環境の確保に努めます。

㉖狂犬病予防事業 【生活環境課】

狂犬病の発生を予防し、そのまん延の防止に努め、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ります。

㉗垂水市堆肥センター管理運営事業 【農林課】

家畜糞や地域有機質資源（生ごみ・し尿・汚泥等）を活用し、堆肥の生産を行うことで、地域有機質資源リサイクル推進による循環型農業の実現を目指すため、堆肥センターの適切な維持管理運営に努めます。また、今後のあり方についても検討していきます。

㉘治山事業 【農林課】

山地の災害を防ぐために整備を行い、公共施設及び集落の被災を防ぎます。

㉙中山間地域総合整備事業 【農林課】

農道や用水路等の農業基盤や、上水道、防火水槽、防犯灯、集落道等の集落環境の整備を図ります。

㉚林道整備事業 【農林課】

林道の整備や維持管理を適切に行い、林業生産基盤の整備を促進するとともに、環境の保全に努めます。

㉛市道等整備及び道路維持事業 【土木課】

行政連絡会等で要望のあった箇所や、市民から公式LINEでの通報があった箇所を確認し、緊急性の高い箇所から道路の整備を行います。また、市内の道路を定期的に巡回し、通行や歩行者の妨げとなる雑草、及び雑木等の除草・伐採も行います。

㉜交通安全対策事業 【土木課】

行政連絡会、並びに市民相談サービス課、及び警察からの要望を受け、公安委員会と交通安全現場診断を実施しています。その診断結果に基づきカーブミラー・ガードレールの設置を順次行います。

㉝降灰除去事業（道路・宅地内） 【土木課】

火山の活動に伴い、市民生活に著しい影響を与えることから、道路や宅地内に堆積した火山灰を除去する事業です。

㉞橋梁長寿命化事業（ソフト・ハード） 【土木課】

近接目視による5年毎の点検を実施します。また適正な修繕を実施することにより、老朽化した橋の延命を図ります。

③⁵道路改修事業 【土木課】

損傷の激しい車道の舗装面や道路側溝の整備を行い、歩行者及び通行車両の安全を図ります。

③⁶急傾斜崩壊対策事業 【土木課】

災害により発生する恐れのある急傾斜地危険区域から、市民の生命、財産を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止する対策工事を行います。

③⁷砂防事業 【土木課】

砂防施設の堰堤の建設や、既設の施設管理を行い、土石流等による土砂災害から市民の生命・財産を守ります。

③⁸中央地区の冠水対策事業 【土木課】

中央地区の冠水対策を行い、浸水を防ぐことで、快適な生活環境を提供し、安心安全なまちづくりを進めます。

③⁹河川等環境整備事業 【土木課】

振興会からの要望等により河川を定期的に巡回し、河川敷地内の土砂や雑草及び、雑木等の土砂除去・除草・伐採を行います。

④⁰公共土木施設災害復旧事業 【土木課】

災害により被災した公共土木施設の復旧を速やかに図り、再度災害や被災拡大の防止を迅速に行います。

④¹がけ地近接等危険住宅移転事業 【土木課】

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において危険住宅の移転を行う者に対して補助金を交付し、生命の安全を確保します。

④²空き家解体撤去事業 【土木課】

市内にある空き家の解体等に対して補助を行い、景観及び住環境の向上や、安心安全の確保を図るとともに、地域経済の活性化も図ります。

④³水道設備耐震化事業 【水道課】

ライフルラインとして災害に強い水道管路網の構築や水道管の老朽管更新等を行うことで耐震化を図り、安全な水の安定供給と漏水防止による持続的な健全経営を図ります。

④⁴消防職員安全装備品整備事業 【消防本部】

多くの命を救うため、消防職員の装備を整備いたします。

④消防・救急デジタル無線設備強化事業 【消防本部】

災害地点を迅速に把握し、災害現場到着までの時間短縮を図るため、消防・救急デジタル無線設備を最新機器に更新し、救命率の向上を目指します。

⑤消防団活動支援事業 【消防本部】

災害発生時における被害の軽減を図るため、消防団の活動を支援いたします。

⑥消防団庁舎整備事業 【消防本部】

地域の災害発生時に、消防団員の活動拠点となる施設を整備いたします。

関連する個別計画

- ・公共施設等総合管理計画・耐震補強計画（庁舎整備関連事業）
- ・データヘルス計画（特定健診事業、後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業、健康ポイント事業）
- ・障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画（障がい者等の就労移行支援）
- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（老人保護措置事業、在宅福祉事業、たるみず元気プロジェクト、介護保険事業、地域支援事業）
- ・過疎地域持続的発展計画（老人保護措置事業、在宅福祉事業）
- ・定期予防接種実施計画（感染症予防事業）
- ・健康たるみず21（健康増進事業、たるみず元気プロジェクト）
- ・自殺対策計画（自殺対策事業）
- ・地域福祉計画（介護保険事業、地域支援事業）
- ・垂水市立医療センター垂水中央病院経営強化プラン（垂水中央病院管理運営事業）
- ・水道ビジョン（水道設備耐震化事業、集落水道維持管理）
- ・過疎地域自立促進計画（集落水道維持管理、市道等整備及び道路維持事業、交通安全対策事業、降灰除去事業（道路・宅地内）、橋梁長寿命化事業（ソフト・ハード）、道路改修事業、急傾斜崩壊対策事業、砂防事業、河川等環境整備事業、公共土木施設災害復旧事業）
- ・環境基本計画（住環境維持対策事業、浄化槽設置整備事業、環境センター維持管理事業）
- ・生活排水処理基本計画（浄化槽設置整備事業、環境センター維持管理事業）
- ・公共施設等総合管理計画（環境センター維持管理事業）

みんなが協力できること

- ・有償ボランティアによる、見守りや困りごと解決のしくみを考えます。
- ・避難経路や避難場所の見える化を推進します。
- ・住民がお互いに顔の見える関係づくりの推進を行います。
- ・格安で作業用Tシャツや靴下などを提供し、外国の方々が住みやすいまちになるよう努めます。
- ・SNS等で、やさしい日本語で情報を発信します。
- ・日頃から隣近所の方とあいさつ等を交わし、顔見知りになっておきます。

- ・防災活動事業の広報を、SNS 等を使用して広く周知します。
- ・海岸の環境美化に努めます。(垂水高校提案)
- ・高齢者へのデジタル支援の手伝いをします。(垂水高校提案)
- ・公民館などでデジタル支援について地域でニーズがあったときは参加します。(垂水高校提案)

目標・成果指標

■市民満足度の点数 3.3 以上

事業や施策の推進を通じて、令和 10 年度に実施する市民満足度調査において、本基本的方向の評価が 3.3 以上を目指します。

■自主防災組織が実施する訓練回数 累計 15 回 (年 3 回×5 年)

自主的な訓練の実施を通じて、訓練計画の作成や実施後の検証など、地域防災力が総合的に向上するような取組を進めます。

■個別避難計画の作成割合 令和 7 年度に 100% 達成

個別避難計画は、地区ごとに話し合いを行い対象地区の地区防災計画とともに作成すること、また各計画は毎年度見直しを行うことで、実効性のある計画とすることを目指します。

■垂水市多文化共生まちづくりコーディネーターの配置人数 2 名

令和 6 年度より垂水市多文化共生まちづくりコーディネーター 2 名を配置します。

■障がい者等の就労移行支援利用（見込）者数 累計 15 人 (年 3 人×5 年)

障がい福祉計画において定めている目標値の達成を目指します。

■予防接種法及び感染症予防法に基づく事業数 18 事業

18 事業（定期・任意予防接種・結核検診）を実施すると伴に、国の施策に応じた新規事業を検討・実施することで、感染症予防事業の充実を図ります。

■健康増進法に基づく事業数 22 事業

22 事業（栄養事業・がん検診・がん支援等）を実施すると伴に、国・県の施策に応じた新規事業を検討・実施することで、健康増進事業の充実を図ります。

■垂水中央病院の入院患者数 累計 185,000 人 (年 37,000 人×5 年)

外来患者数 300,000 人 (年 60,000 人×5 年)

入院患者数及び外来患者数を新型コロナウイルス感染症発症前の水準に戻します。

■集落水道の水質検査の実施 累計 100 箇所 (年 20 箇所×5 年)

集落水道の水質検査を実施し、各水道組合に対し適切な指導助言を行っていきます。

■狂犬病予防接種率（実施頭数／登録頭数×100） 70%以上

狂犬病予防注射の接種率について、現況の数値を維持することで、狂犬病の発生を予防し、狂犬病のまん延の防止に努めます。

■治山事業の実施／地区数（箇所） 年4箇所

要望（被災）箇所が多いことから、県と現地調査を行う等の連携を図り、優先順位等の見直しを行ながら実施していきます。

■カーブミラー設置数 累計10基（年2基×5年）

市内における危険個所を把握し、カーブミラーを設置することで交通事故の抑制を図ります。

■橋梁の点検箇所 5年に1回 101箇所

市内101橋の橋梁を、5年に1回の割合で点検することが義務付けられていることから、平準化を図りながら点検を行います。

■急傾斜方塊対策箇所 3年で4地区

県の事業費調整を図りながら、急傾斜4地区を3年で年次的に整備します。

■砂防堰堤の維持管理箇所 3年で4箇所

県の事業費調整を図りながら、砂防堰堤4箇所を3年で年次的に整備する。

■がけ地近接等危険住宅の除却申請 累計5件（年1件×5年）

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、移転を行うための除却申請について、年間1件以上の申請を目指します。

■空き家解体申請件数

解体のみ：累計125件（年25件×5年） 解体後新築：累計15件（年3件×5年）

空き家の解体に係る申請件数について、年間28件（解体のみ：25件 解体後新築：3件）を目指します。

■水道管の耐震化率 進捗率0.5%を維持

水道管の耐震化率の向上を図ります。令和6年度の進捗率が0.5%となる見込みであることから、毎年度の進捗率0.5%以上を目指します。